

# 建設工事から生ずる 廃棄物の処理の手引き

(令和6年1月)

横浜市資源循環局  
事業系廃棄物対策課

## はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）は、廃棄物の発生を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 46 年に施行されました。

その後、安全かつ適正に廃棄物を処理することができるような体制の整備、不適正処理に対する規制の強化などに対応すべく、適宜、法改正が行われてきましたが、依然として巧妙かつ悪質な不適正処理が後を絶たない状況です。特に建設工事に伴い生ずる廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）については、発生量が多いばかりでなく、従来から不法投棄や無許可埋立地への処分など不適正に処理される事例が多く見られます。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年の法改正において、「建設廃棄物の処理責任の明確化」、「排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制の創設」、「廃石綿等の埋立処分基準の強化」など、建設工事に関係する重要な事項が定められています。

また、令和 2 年に改正された大気汚染防止法では石綿飛散防止対策が強化され、令和 3 年 4 月 1 日施行されました。

本冊子は、建設廃棄物の処理に関する最新の法令等を整理するとともに、「建設廃棄物処理指針」（平成 22 年度版）及び「関係法令」についても、建設工事の関係者の皆様向けに、わかりやすく手引きとして作成したものです。

今後の廃棄物処理の手引きとして御活用いただければ幸いです。

令和 5 年 4 月

## 目 次

<b>1 廃棄物の分類</b>	1
1.1 廃棄物の定義	1
1.2 建設廃棄物の種類	3
<b>2 建設工事関係者の責務と役割</b>	11
2.1 発注者の役割	12
2.2 元請業者の責務と役割	15
2.3 下請業者の責務と役割	17
2.4 特別管理産業廃棄物管理責任者	19
<b>3 計画・管理</b>	21
3.1 廃棄物管理体制	21
3.2 支店又は営業所、作業所（現場）における計画・管理	22
<b>4 作業所（現場）等における分別・保管・処理</b>	28
4.1 分別	28
4.2 作業所（現場）内保管	29
4.3 積替えに係る保管	30
4.4 事業場外保管の届出	31
<b>5 収集運搬</b>	33
5.1 収集運搬の基準	33
5.2 排出事業者の行う収集運搬	33
5.3 処理業者の行う収集運搬	33
5.4 運搬車の表示及び書面備え付け	34
5.5 処理業者の行う積替え・保管	35
<b>6 中間処理・最終処分</b>	36
6.1 基本的事項	36
6.2 選別設備	37
6.3 最終処分	38
6.3.1 埋立処分	38
6.3.2 海洋投入処分	38
6.4 許可を要する産業廃棄物処理施設	38
<b>7 再生利用</b>	40
7.1 再生利用の促進	40
7.2 再生利用における品質の確保と生活環境保全上の配慮	41
<b>8 委託処理</b>	42
8.1 委託処理の際の手続き	43
8.2 マニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用	46
8.3 マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付者の報告書	49

<b>9 改善命令</b>	50
<b>10 措置命令</b>	50
<b>11 報告徴収</b>	51
<b>12 立入検査</b>	51
<b>13 廃棄物の焼却禁止</b>	51
<b>14 廃棄物の投棄禁止</b>	52
<b>15 廃棄物の焼却禁止及び投棄禁止の未遂罰</b>	52
<b>16 申請・届出・報告</b>	53
<b>17 廃棄物処理法に関する疑義について</b>	55
17.1 廃棄物の分類	55
17.2 処理施設・許可関係	56
17.3 委託基準	56
17.4 マニフェスト（産業廃棄物管理票）	57
17.5 その他	58
<b>18 問合せ先</b>	59
<b>資料</b>	61
参考資料 1 横浜市が処分する産業廃棄物（告示）	61
参考資料 2-1 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について	64
参考資料 2-2 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採材及び末木枝条の取扱いについて	65
参考資料 2-3 多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について	67
参考資料 2-4 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について	69
参考資料 3-1 埋立処分に係る判定基準	73
参考資料 3-2 海洋投入処分に係る判定基準	75
参考資料 4 産業廃棄物処理委託標準契約書（例）	77
<b>届出・報告様式</b>	95

【凡例】

法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
市条例	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
市規則	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則
マニフェスト	産業廃棄物管理票
e-文書法環境省令	環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

# 1 廃棄物の分類

## 1.1 廃棄物の定義

### (1) 法の目的

「法」は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

### (2) 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきであるとされています。

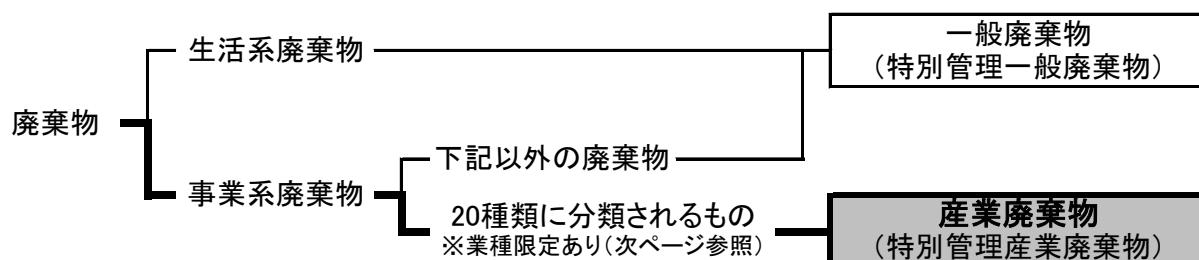
なお、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしづんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは法の対象となる廃棄物から除外されています。

### (3) 廃棄物の区分

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます（図－1参照）。法では、産業廃棄物が定義されており、産業廃棄物以外は一般廃棄物として定められています。

産業廃棄物は、事業活動<sup>\*1</sup>に伴って生じた廃棄物のうち、20種類<sup>\*2</sup>の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物をいいます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が定められています。



<図－1 廃棄物の区分>

\*1 事業活動：単に営利を目的とするもののみならず広く公共事業、公共サービス等を含みます。

\*2 20種類：産業廃棄物は次の20種類に分類されます。  
詳しくは表－1を参照してください。

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦ゴムくず⑧金属くず⑨ガラス・コンクリート・陶磁器くず⑩鉱さい⑪がれき類⑫ばいじん⑬紙くず⑭木くず⑮繊維くず⑯動植物性残さ⑰動物系固形不要物⑱動物のふん尿⑲動物の死体⑳13号廃棄物

\*3 業種限定：特定の業種等から生じる廃棄物が産業廃棄物となります。

＜表－1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の分類＞

【産業廃棄物】

種類	具体例	
1 燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰	
2 汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設廃泥水	
3 廃油	潤滑油、切削油、エンジンオイル、動植物性油	
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液	
5 廃アルカリ	苛性ソーダ水溶液、すべてのアルカリ性廃液	
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成纖維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトル	
7 ゴムくず	天然ゴムくず	
8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず、空き缶、スクラップ	
9 ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	空きビン、レンガ製品くず、セメント製品くず（コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）	
10 鉱さい	スラグ、铸物廃砂、サンドブラスト廃砂	
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等	
12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの	
業種限定(A) ・品目限定(B) のあるもの	13 紙くず	A 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業等 B ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という）が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	A 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業、物品貯蔵業等 B 貨物の流通のために使用したパレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材、P C Bが染み込んだもの
	15 繊維くず	A 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） B P C Bが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等において原料として使用した固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るもの（畜舎廃水を含む）
	19 動物の死体	畜産農業に係るもの
	20 施行令第2条第13号 に定めるもの	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

【特別管理産業廃棄物】

特定有害産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃P C B、P C B汚染物、P C B処理物	廃P C B等、P C Bに汚染された紙くず及び廃プラスチック類等
	廃水銀等	特定の施設から生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、断熱材及び耐火被覆材並びにその除去工事から排出されるプラスチックシート等、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	その他の有害廃棄物	施行令で定める施設で生じた産業廃棄物で有害物質（水銀、カドミウム、鉛等）について、環境省令で定める基準に適合しないもの

## 1.2 建設廃棄物の種類

建設工事に伴って生じる廃棄物は、表－2に示すように多種多様のものがありますが、直接工事から生じる廃棄物と現場事務所等から生じる廃棄物に大別することができます。これらはそれぞれ処分方法が異なるため、分別して排出、処分することが必要となります。

＜表－2 主な建設廃棄物の分類と具体的な内容＞

分類	具体的な内容（代表例）	
産業廃棄物	汚泥	含水率が高く粒子が微細で泥状のもの (例)廃ペントナイト泥水、リバースサーキュレーション泥水、泥状土等
	廃油	(例)重機等の交換廃潤滑油、廃アスファルト乳剤等
	廃酸	
	廃アルカリ	(例)セメントミルク廃液、機材洗浄廃液等
	廃プラスチック類*	(例)合成樹脂建材、塩化ビニールパイプ類、発泡スチロール、廃シート、廃タイヤ、Pタイル(石綿含有産業廃棄物を含む)等
	ゴムくず*	天然ゴムくず
	金属くず*	(例)鉄骨・鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ等
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*	(例)ガラスくず(板ガラス、空き瓶)、製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロックのくず、タイル・衛生陶器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード(石綿含有産業廃棄物を含む)等 注：がれき類に該当するものを除く
	がれき類*	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 (例)セメントコンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、レンガ破片、スレート板(石綿含有産業廃棄物を含む)等
	紙くず	建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの (例)壁紙くず、建材を包装したダンボールくず等
特別管理産業廃棄物	木くず	建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの (例)木造家屋解体材、型枠・足場材、拔根・伐採材、内装・建具工事等の残材等
	繊維くず	建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの (例)畳や絨毯、縄、廃ウェス等
	廃油	廃揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	pH 12.5以上の廃アルカリ
	廃P C B等	P C B及びP C Bを含む廃油、P C Bが封入されている変圧器等 (例)トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等
一般廃棄物	廃水銀等	特定の施設から生じた廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出される廃プラスチックシート、防じんマスク等
一般廃棄物		廃木材、紙くず、生ごみなど (例)剪定枝、造成のみの工事で生ずる拔根・伐採材等、現場事務所から排出される廃図面、新聞紙、雑誌、生ごみ等

\*の品目は原則として安定型産業廃棄物(詳細は次ページに)

## (1) 建設工事について

建設工事とは、土木建築に関する工事をいい、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含むもので、解体工事も含まれます。

## (2) 安定型産業廃棄物について

産業廃棄物のうち廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類並びにこれらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物（（3）参照）は、安定型最終処分場で埋立処分できることから、安定型産業廃棄物とよばれています（表－2中の※印箇所）。

ただし、安定型産業廃棄物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の廃棄物と接触又は混在し、これらが混入し、又は付着しているおそれがある場合は、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできません。

なお、以下のものについては上記5品目であっても安定型産業廃棄物として処分することはできませんので注意してください。

- ① 自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破碎に伴って生じたものをいう。）
- ② 廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）
- ③ 廃容器包装（固形状又は液状のものの容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。））
- ④ 水銀使用製品産業廃棄物であるもの
- ⑤ 鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
- ⑥ 鉛製の管又は板であって不要物であるもの
- ⑦ 廃ブラウン管（側面部に限る。）
- ⑧ 廃石膏ボード

## (3) 石綿含有産業廃棄物について

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）を石綿含有産業廃棄物といいます。ただし、その性状によっては安定型産業廃棄物として扱われます。（平成18年7月27日環境省告示第105号参照）

なお、環境省環境再生・資源循環局が「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月）」を策定していますので、参考にしてください。

## (4) 建設混合廃棄物について

建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているものを建設混合廃棄物といいます。

この処理にあたっては、総体として安定型産業廃棄物以外の廃棄物（管理型産業廃棄物という。）として取り扱い、中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処分しなければなりません。

なお、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別（手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法による）し、熱しやすく減量（対象物を強熱したときの重量減少率）を5%以下とした場合、当該廃棄物は安定型産業廃棄物として取り扱うことができますが、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が5%まで含まれていてもよいということではないことに留意してください。

## (5) 木くず、紙くず及び繊維くずについて

建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、紙くず、繊維

くずは、すべて産業廃棄物として取り扱います。また、木くずであって、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）は業種に関わらず、産業廃棄物の木くずとして取り扱います。

なお、建設工事に伴い発生する抜根、伐採材については、建設業に係る木くずとして扱われます。

(6) 建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物の取扱い

建設現場、現場事務所等から排出される生ごみ、紙くず等の工事以外から排出される廃棄物は一般廃棄物ですので、工事から直接排出される廃棄物とは分けて処理することが必要です。

(7) 特別管理産業廃棄物について

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。建設廃棄物のなかでは廃石綿等、引火性廃油などが該当し、これらは特に厳しい処理基準が定められていますので、必ず他の廃棄物と混合しないように保管、排出し、処分には十分な注意を必要とします。

以下に建設工事に伴って生じる特別管理産業廃棄物の例を示します。

① 廃石綿等

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。大気汚染防止法の「届出対象特定工事」と同義）に係るもの等であって飛散するおそれのあるもの（具体例は表－3）。

ア※ 建築物等に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

イ 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの

(ア) 石綿保温剤

(イ) けいそう土保温剤

(ウ) パーライト保温剤

(エ) ※ 人の接触、気流及び振動等により上記（ア）から（ウ）に掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

ウ※ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

エ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの

オ※ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

※ アの「石綿を吹き付けられたもの」とは、大気汚染防止法施行令における「吹付け石綿」と同義であり、「石綿含有吹付け材」と表記します。（表－3参照）

イ（エ）の「同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材」については、密度が  $0.5\text{g/cm}^3$  以下のものであって、軽く接触したり、気流があつたりするだけで、材料に含まれる石綿が空気中に飛散するおそれのあるもので、粉体状のもの、若しくは感覚的には手で容易にもみほぐすことができるものが相当します。（表－3参照）

なお、大気汚染防止法施行令においては「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」とされていますが、本冊子では「石綿含有保温材等」と表記します。

ウ及びオの「その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの」としては、

(ア) 負圧・除じん装置に使用したフィルタ（超高性能微粒子エアフィルタ(HEPA フィルタ)を含む)

(イ) 特殊防護衣、靴カバー

(ウ) 室内掃除用スポンジ等

があります。

＜表－3 廃石綿等に該当する石綿建材の具体例＞

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度 (g/cm <sup>3</sup> )
石綿含有吹付け材	吹付け石綿	—	—
	石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）	—	—
	石綿含有ひる石吹付け材	—	—
	石綿含有パーライト吹付け材	—	—
石綿含有保温材	石綿保温材	1960～1978	0.3 以下
	石綿含有けいそう土保温材	～1974	0.5 以下
	石綿含有パーライト保温材	1965～1974	0.2 以下
	石綿含有ひる石保温材	～1987	—
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	1940～1983	0.22 以下
	石綿含有水練り保温材	～1988	—
石綿含有断熱材	屋根用折版裏石綿断熱材 煙突石綿断熱材	1958～1983 1964～1991	0.5 以下
石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種	～1983 ～2004	

## ② 廃油

揮発油類、灯油類、軽油類（シンナー、燃料等の不要となったもの）

上記のものを使用することに伴って排出される廃油で、引火点が70℃未満のもの

## ③ 廃酸(pH2.0以下のもの)

## ④ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)

## ⑤ 廃P C B等

P C Bは工業的に合成された化合物で、熱で分解しにくい、電気絶縁性が高い、燃えないなど化学的に安定な性質を有することから、変圧器、コンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙、塗料といった様々な用途に使われてきましたが、その毒性が社会問題となり、昭和49年には製造や新たな使用が禁止されています。

建屋の解体工事、塗膜の除去工事や電気室、キュービクル等の撤去工事等で、P C Bを含む変圧器、コンデンサー、安定器などの廃電気機器や塗膜等が発生しても、その処理責任は元請業者ではなく、機器や建築物の占有者である発注者等にあります。

## ⑥ 廃水銀等

ア 次の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く）

- (ア) 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
  - (イ) 水銀使用製品の製造の用に供する施設
  - (ウ) 灯台の回転装置が備え付けられた施設
  - (エ) 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
  - (オ) 国又は地方公共団体の試験研究機関
  - (カ) 大学及びその附属試験研究機関
  - (キ) 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
  - (ク) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
  - (ケ) 保健所
  - (コ) 検疫所
  - (サ) 動物検疫所
  - (シ) 植物防疫所・家畜保健衛生所
  - (ス) 検査業に属する施設
  - (セ) 商品検査業に属する施設
  - (ソ) 臨床検査業に属する施設
  - (タ) 犯罪鑑識施設
- イ 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀

#### (8) 建設汚泥について

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱います。

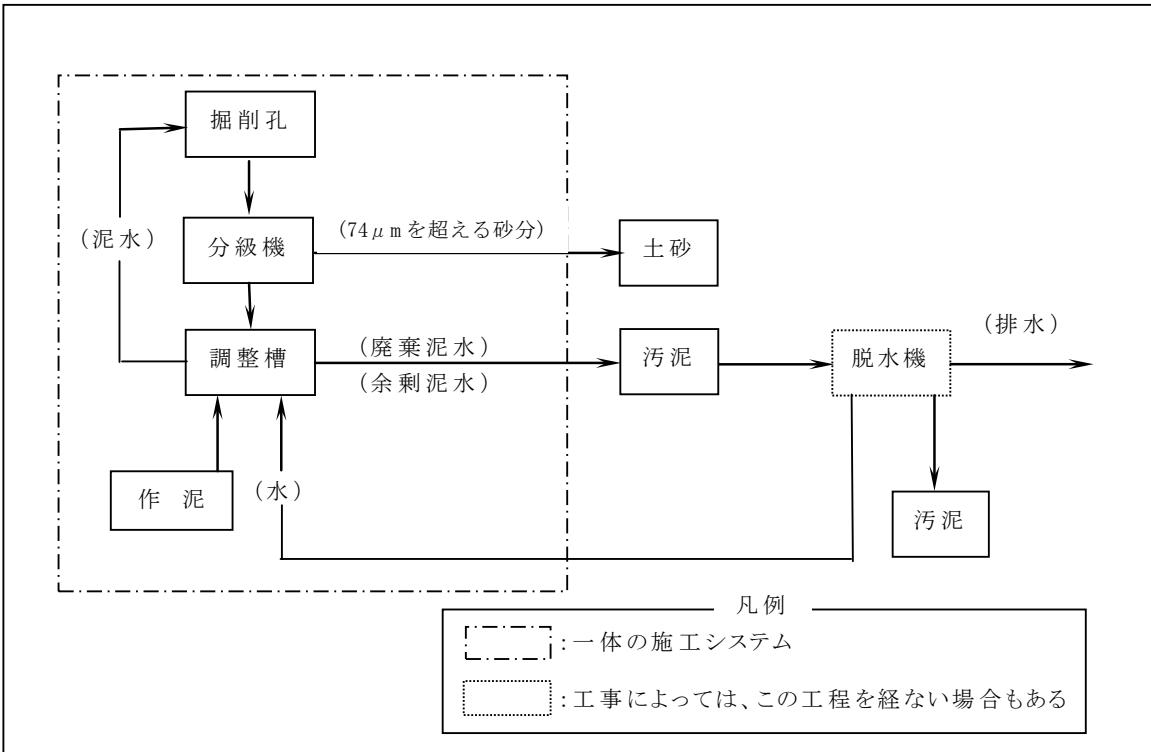
また、粒子が直径 74 マイクロメートルを超える粒子をおおむね 95% 以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、すり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなつたものであつて、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができます。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね  $200\text{kN/m}^2$  以下又は一軸圧縮強度がおおむね  $50\text{kN/m}^2$  以下のものをいいます。

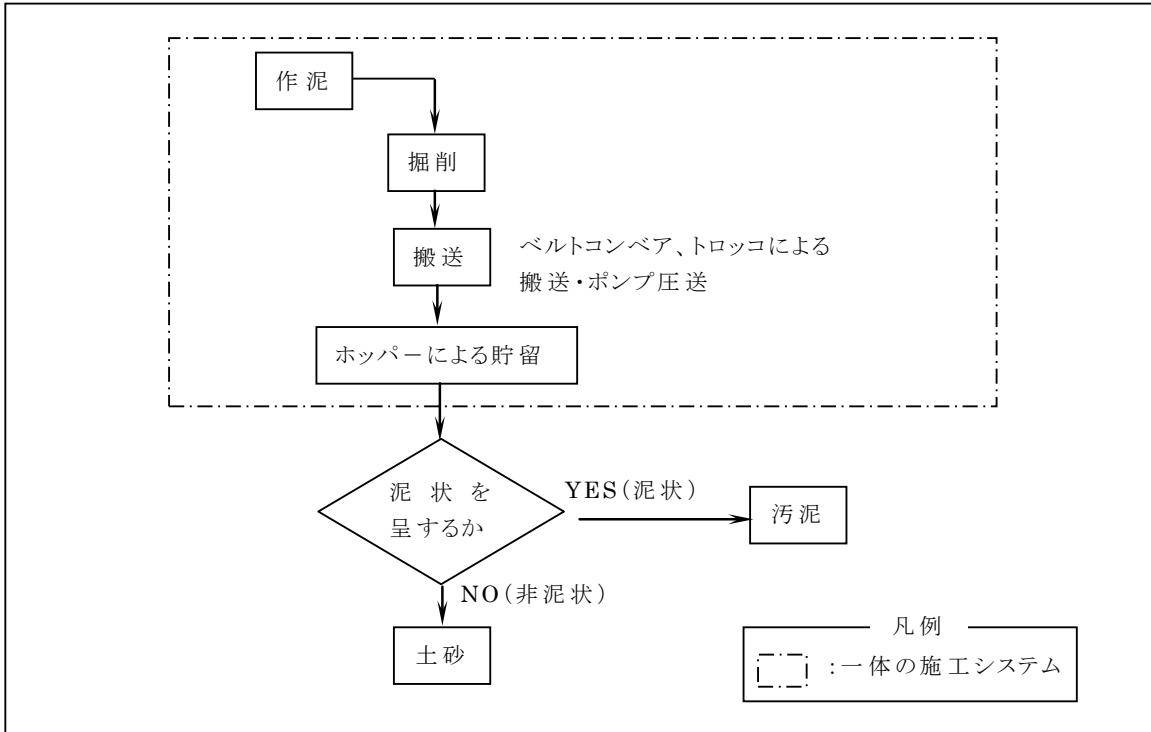
しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であつても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要があります。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は法の対象外です。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとされています。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなります。

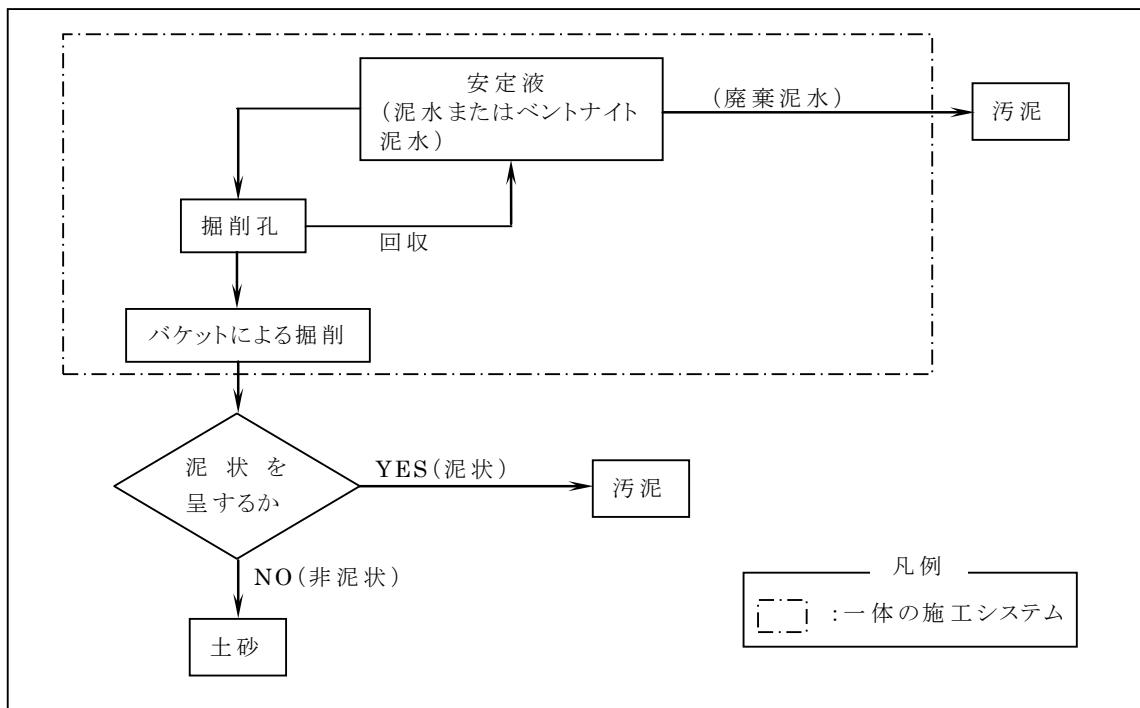
参考として、図-2.1～2.4に代表的掘削工法について例示します。



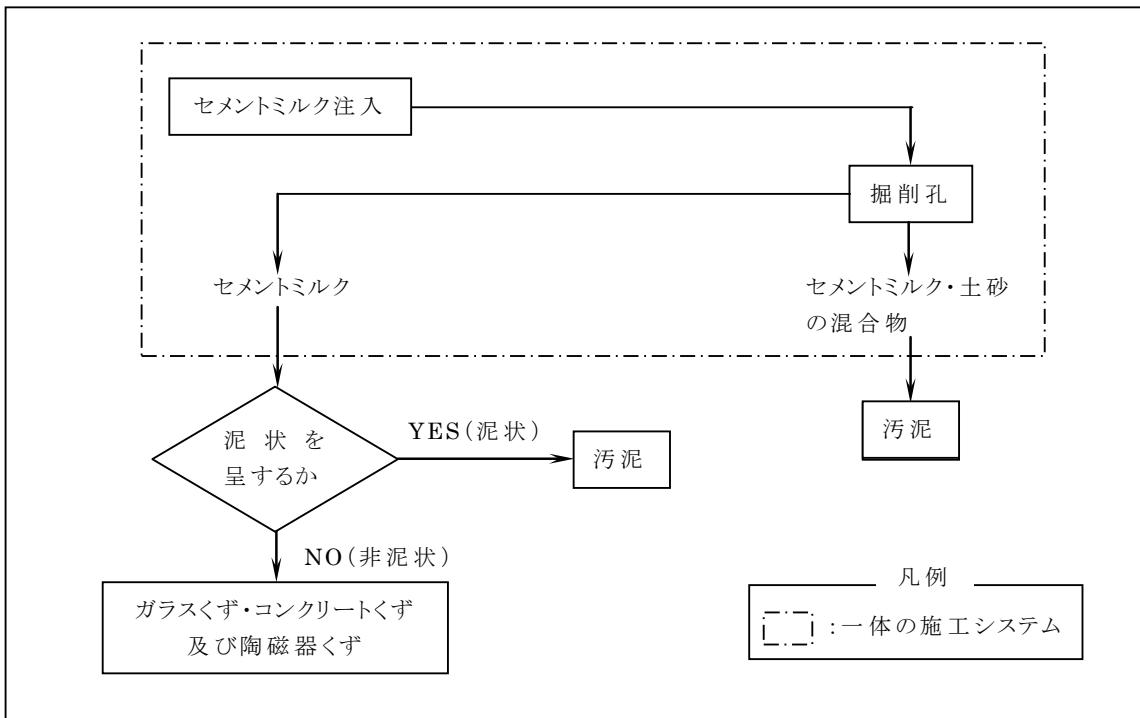
<図-2.1 泥水循環工法の一例>  
(泥水シールド・リバースサーキュレーション工法等)



<図-2.2 泥水非循環工法の一例>  
(泥土圧シールド工法)



<図-2.3 泥水非循環工法の一例>  
(アースドリル工法等)



<図-2.4 柱列式連続壁工法の一例>  
(SMW工法等)

#### (9) 特定建設資材について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日公布、以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、同法対象工事受注者は同法に定める特定建設資材について分別解体と再資源化が義務付けられています。

特定建設資材は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートですが、詳しくは 13 ページの「表－4 特定建設資材の具体例」を参照してください。

#### (10) 水銀廃棄物（産業廃棄物）について

##### ① 水銀使用製品産業廃棄物

一定の要件を満たした水銀を使用した製品が産業廃棄物となったものです。

例：水銀電池、蛍光ランプ、水銀体温計、電気制御用のスイッチ及びリレー

##### ② 水銀含有ばいじん等

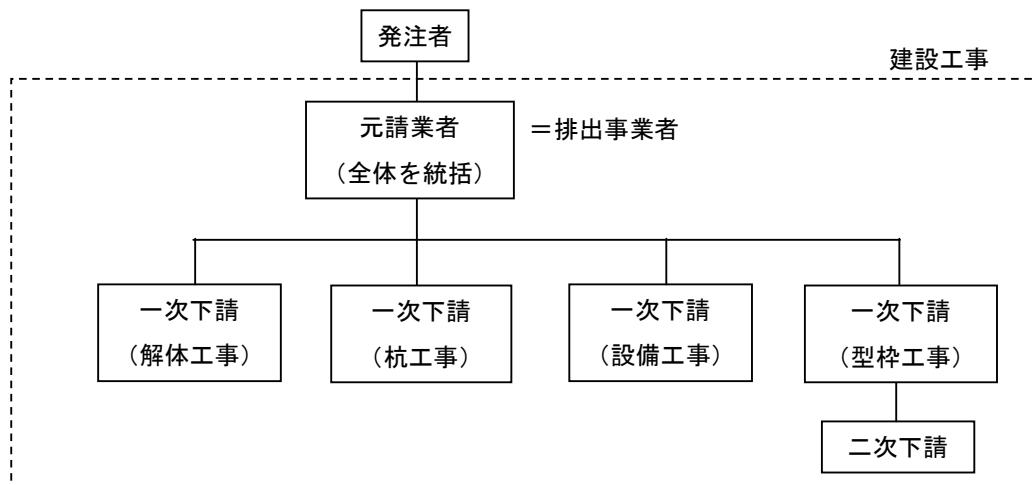
ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さいのうち、水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリのうち、水銀を 15mg/L を超えて含有するもの（廃水銀等及び水銀を含む特別管理産業廃棄物を除く。）が水銀含有ばいじん等として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

## 2 建設工事関係者の責務と役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は元請業者（発注者から直接建設工事を請け負った者）となります。

建設工事においては、建設工事の発注者、元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになってしまふおそれがあります。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接建設工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしています。

なお、従来、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請負人に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請負人が排出事業者になる場合もあるとの解釈が示されてきましたが、法改正に伴い、このような場合であっても排出事業者は元請業者であることとされたことに留意する必要があります。図－3に代表的な契約形態における排出事業者の例を示します。



＜図－3 代表的な契約形態における排出事業者の例＞

一方、発注者は廃棄物処理にあたっての法的責任はありませんが、工事に伴い生ずる廃棄物が確実に処理できるように適正な費用を計上し、工事関係者を監督する責務を果たさなければなりません。

建設工事におけるそれぞれの役割について次頁で示します。

## 2.1 発注者の役割

- (1) 発注者は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示します。
- (2) 建設工事を行う以前からの廃棄物(例えば、解体予定建築物中に残置された家具等の廃棄物)や解体工事等において取外しを行ったP C Bを含む変圧器、コンデンサー等の廃電気機器については発注者(占有者)が適正に処理してください。
- (3) 元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示します。
- ① 建設廃棄物の処理方法
  - ② 処分場所等処理に関する条件
  - ③ 建設廃棄物を再生処理施設に搬入する条件等
- (4) 企画、設計段階において建設廃棄物に関する以下の項目について積極的に推進します。
- ① 建設廃棄物の発生抑制
  - ② 現場で発生した建設廃棄物の再生利用
  - ③ 再生資材の活用
- (5) 廃棄物の処理方法に見合った適正な廃棄物の処理費用を計上してください。
- (6) 元請業者に、建設廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書の提出を求めます。
- (7) 工事中は廃棄物の処理が適正に行われているか、工事関係者を監督してください。
- (8) 工事完了に伴う仮設事務所、宿舎等の撤去に際し、多量の廃棄物が排出され、放置されている例が多く見られます。この点についても適正処理を行うよう指導してください。  
また、現場に建設廃棄物が放置されていないかどうか注意を払ってください。
- (9) 工事が終了したときは、元請業者に工事全般に係る報告を求め廃棄物が適正に処分されたことを確認してください。
- (10) 建設工事を行う際には、建設リサイクル法に基づく届出(①)の他に、横浜市では、建築物の解体工事の場合は床面積の合計が80m<sup>2</sup>未満である場合についても「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく届出(②)が必要です。

問合せ窓口：横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課  
管理係(671-3446)

### ① 建設リサイクル法に基づく届出

特定建設資材を用いる建設物の解体又は新築工事等で、対象建設工事を行う場合は、工事着手の7日前までに、工事の内容等一定の事項について横浜市長に届け出してください。  
(届出に必要な書類等は、本市作成の「横浜市建設リサイクル法の手引」を参照してください。)

#### ア 特定建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート(詳細は「表-4 特定建設資材の具体例」参照)

#### イ 対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表のもの

#### ウ 対象となる工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上 ※
建築物の新築又は増築工事	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替工事(リフォーム等)	請負金額 1億円以上
建築物以外の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額 500万円以上

※ 80m<sup>2</sup>未満の建築物の解体工事であっても、本市要綱に基づく届出が必要です。

## ② 横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく届出

横浜市内で建築物の解体工事を行う場合は、横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱（平成 17 年 11 月 24 日施行）」に基づき、床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>未満の建築物の解体工事についても届出が必要になります。

**対象工事**を行う場合は、工事着手の 7 日前までに、工事の内容等一定の事項について横浜市長に届け出てください。（届出に必要な書類等は、本市作成の「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱 届出の手引」を参照してください。）

### ア 対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事であって、床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>未満の工事

＜表－4 特定建設資材の具体例＞

資材名	規格	特定建設資材に ○:該当 ×:非該当 該当する場合はその法令上の種類	
プレキャスト鉄筋コンクリート製品(PC版等)	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板、U字溝等の二次製品		○	コンクリート 又は コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
レジンコンクリート		×	
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し成形板)	JIS A 5422	×	
普通れんが、化粧れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート板)	JIS A 5430	×	
粘土瓦		×	
焼成タイル		×	
セメント処理混合物、粒度調整碎石、 再生粒度、調整碎石、クラッシャラン、 再生クラッシャラン		×	
アスファルト混合物、 再生加熱アスファルト混合物、 改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物、 再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
木製コンクリート型枠(リース材含む)		○	木材
木製の梶包材		×	※梶包材は建設資材でない。
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材

繊維板(インシュレーションボード、MDF、ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		×	

「国土交通省 建設リサイクル法質疑応答集（案）令和4年1月更新 Q 1及び15」を参考に作成

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page\\_030308faq.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm)

## 2.2 元請業者の責務と役割

- (1) 元請業者が中心となって、発注者－元請業者－下請負人－処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営してください。
- (2) 工事仕様書等に廃棄物の処理方法が明記されていない場合は、このことを発注者に申し出してください。
- (3) 工事の設計にあたっては、発注者の意向に沿って発生抑制、再使用、再生利用を考慮した設計、廃棄物の発生量が少ない工法を採用すること等に努め、廃棄物の処理費用を適正に見積もってください。
- (4) 自らの責任において適正処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るよう、努めてください。
- (5) 元請業者は廃棄物の処理方法等を記載した廃棄物処理計画書を作業所ごとに作成し、発注者の要求に応じて提出してください。
- (6) 元請業者は廃石綿等などの特別管理産業廃棄物を排出する場合、又は石綿含有産業廃棄物（石綿を含む建設資材）の施工範囲における使用面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上ある工作物の解体工事等を行う場合は、「産業廃棄物排出事業所届出書（市規則第 44 号様式）」を工事に着手する 7 日前までに横浜市長に提出してください。  
上記の届出書を提出した場合、元請業者は特別管理産業廃棄物等の排出の状況について、「産業廃棄物排出状況報告書（市規則第 46 号様式）」を、特別管理産業廃棄物等の処分が終了したことを確認した日から 30 日以内に、横浜市長に提出してください。  
また、建物、焼却施設解体工事に伴って発生するアスベスト、ダイオキシンにより、環境への汚染が懸念される場合は、横浜市環境創造局大気・音環境課（671-3843）へ連絡してください。
- (7) 会社内において廃棄物の取扱規程等を作成し、教育、啓発等により現場担当者、下請負人等の関係者に周知徹底するようにしてください。
- (8) 廃棄物の排出は分別排出を原則とし、分別物の回収方法、分別容器等について処理業者と十分打合せを行ってください。
- (9) 発生した廃棄物の処理は現場だけに任せず、本社、支店でもその処理状況を十分把握してください。
- (10) 廃棄物の性状や処理方法についても十分把握しておいてください。
- (11) 廃棄物の取扱いを下請業者任せにしてはなりません。したがって、産業廃棄物の処理を委託する場合は、元請業者が直接処理業者を選定した上で書面による委託契約を締結するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）又は電子マニフェストの使用等により適切な委託を行う必要があります。マニフェストの交付については、平成 23 年 3 月 17 日付け環廃産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物管理制度の運用について」等を参考にしてください。
- (12) 建設廃棄物の運搬を委託する際には、引き渡すと同時に、廃棄物の種類ごとに必要事項を記入したマニフェストを交付するか、又は必要事項を電子マニフェストにより登録して廃棄物の流れの把握及び処理過程の事故防止に努め、送付されたマニフェストの写し等により、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認してください。（42 ページ「委託処理」参照）
- (13) 産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めてください。  
なお、処理の状況に関する確認とは、処理を委託した産業廃棄物処理業者等の事業の用に

供する施設を実地に確認する方法、処理状況や産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により間接的に確認する方法などがあります。

- (14) 廃棄物の処理の結果を発注者に報告してください。
- (15) 法の規定に基づき、マニフェストを交付した場合は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）」により、前年の4月1日からその年の3月31日までの交付等の状況について、毎年6月30日までに横浜市長（都道府県知事）に提出しなければなりません。
- (16) 工事ごとの処理状況を本社等で総括し、委託契約書及びマニフェストは工事完了後5年間保存してください。
- (17) マニフェスト及び処理実績を整理して記録、保存してください。
- (18) 前年度における産業廃棄物の発生量が1,000t以上（特別管理産業廃棄物については50t以上）の事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに横浜市長（都道府県知事）に提出するとともに、翌年度の6月30日までにその計画の実施状況を報告しなければなりません。なお、多量排出事業者に該当するかどうかは、横浜市内の各作業所（現場）の発生量を合計して判断してください。

提出又は報告は、電子ファイル（CD又はDVDに記録したもの）を提出又は電子申請・届出サービスによる提出で行ってください。

また、計画書及び実施状況報告については、インターネットの利用により公表します。

- (19) 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の協働事業で、前記の多量排出事業者に準じた排出量（前年度における産業廃棄物の発生量が800t以上（特別管理産業廃棄物については、40t以上））の事業場を設置している排出事業者の方に、廃棄物自主管理事業への参加をご案内しています。この「廃棄物自主管理事業」は、排出事業者が行う廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理に向けた、自主的な取組を促進しています。

（詳細は、<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/> を参照してください。）

- (20) 建設リサイクル法の対象工事を受注する場合には、建設リサイクル法に従い、以下のことを実施してください。（詳細は、本市作成の「横浜市建設リサイクル法の手引」を参照してください。）

- ・発注者への工事内容の説明（契約前に実施）
- ・下請業者への工事内容についての告知
- ・請負契約書へ必要事項の記載
- ・工事現場への標識（建設業許可票又は解体工事業登録票）の設置
- ・分別解体等の実施
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等
- ・発注者への再資源化等の報告（工事完了後に実施）

床面積の合計が80m<sup>2</sup>未満の建築物の解体工事を受注する場合には、横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に従い、対象建築物について事前調査を実施し、工事の際には分別解体及び再資源化に努めてください。また、アスベスト廃棄物については関係法令等により、適正に処理してください。（詳細は、本市作成の「横浜市建築物の解体工事に係る指導要綱 届出の手引」を参照してください。）

なお、建設業法に基づく許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業いずれかの許可）又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録（工事を行う地区の都道府県知事の登録）がなければ、元請・下請に関わらず、解体工事を行うことはできません。

問合せ窓口：横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課 管理係(671-3446)

- (21) 自ら、最終処分場や一部の中間処理施設を市内に設置しようとする場合は、「産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱集」（別冊）及び「産業廃棄物処理施設ガイド」（別冊）に定められている手続きに従ってください。
- (22) 横浜市内の建設工事に係る法及び市規則関係の申請、届出及び報告については、53ページの「16 申請・届出・報告」を参照してください。

## 2.3 下請業者の責務と役割

- (1) 建設廃棄物の発生の抑制を積極的に図ってください。
- (2) 排出事業者としての元請業者に自分の業態の廃棄物の内容を事前に知らせてください。
- (3) 工事にかかる前に元請業者が定めた廃棄物の処理方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底してください。
- (4) 下請負人が現場内で行う保管については、法第 21 条の 3 第 2 項の規定により、当該下請負人もまた排出事業者とみなして、産業廃棄物保管基準、改善命令の規定が適用されるため、基準を遵守してください。
- (5) 法第 21 条の 3 第 3 項の特例により、下請負人が自ら廃棄物を運搬する際には、当該運搬が同項に基づくものであることを証する書面を携行するなど、法に定める処理基準を遵守するとともに、運搬が終了した際には、元請業者に運搬が終了した旨を報告してください。  
なお、この規定は、環境省令で定める廃棄物（規第 18 条の 2、下記参照）について、当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、法第 21 条の 3 第 1 項の規定に関わらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請業者の廃棄物とみなすものです。したがって、環境省令で定める廃棄物の運搬に限り、廃棄物処理業の許可がなくても下請負人は運搬のみを行うことができますが、この場合、産業廃棄物処理基準等は適用されます。

[規第 18 条の 2]

<u>環境省令で定める廃棄物</u> は、次のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする。
一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。）であるもの
イ 建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が 500 万円以下であるもの
ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が 500 万円以下であるもの
二 次のように運搬される廃棄物であるもの
イ 1 回当たりに運搬される量が 1 立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者（法第 21 条の 3 第 1 項の元請業者をいう。）が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの
ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの
2 建設工事を同一の者が 2 以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを 1 つの契約で請け負ったものとみなして、前項第 1 号イの規定を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

なお、建設工事が基本契約書に基づくものである場合、建設工事に伴い生ずる廃棄物が環境省令で定める廃棄物に該当するものであるか否かについては個別の建設工事ごとに判断が必要であり、請負契約の基本契約書の締結時点では特定が困難となります。そこで、請負契約の基本契約書等の建設工事に係る書面による請負契約において、個別の建設工事ごとに次の事項を記載した別紙を交わす旨を記載し、個別の建設工事ごとに別紙を交わすことで足りるとなっています。

- ① 元請業者及び下請負人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ② 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地
- ③ 発注者の氏名又は名称及び住所
- ④ 運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量
- ⑤ 運搬先の施設の所在地
- ⑥ 運搬先の施設について元請業者が所有権又は使用権原を有する旨の元請業者の誓約
- ⑦ 運搬を行う期間
- ⑧ 運搬を行う従業員の氏名
- ⑨ 運搬車の車両番号
- ⑩ 当該建設工事が維持修繕工事である場合には、請負代金の額が 500 万円以下である旨の元請業者の誓約
- ⑪ 当該建設工事が瑕疵補修工事である場合には、建築物等の引渡しがされた年月日及び請負代金相当額が 500 万円以下である旨の元請業者の誓約

(6) 下請負人が上記の（5）で記載した要件を満たしておらず、建設廃棄物を収集運搬する際は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得するとともに、元請業者と書面により委託契約を締結しなければなりません。

(7) 元請業者が建設廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合に、下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人がその産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者等である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。）には、当該下請負人を事業者とみなして、廃棄物の処理の委託に関する規定（委託基準及びマニフェストの交付義務等）が適用されます（法第 21 条の 3 第 4 項）。

この規定は、例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではありません。

また、例えば、元請業者から下請負人に対し、当該下請負人が建設廃棄物の処理を行うべき旨の口頭による指示又は示唆があり、当該指示又は示唆に従い当該下請負人が当該廃棄物の処理を他人に委託した場合には、当該元請業者は委託基準に違反していると解され、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合においても、当該委託の時点において元請業者には委託基準が適用される点に留意してください。

## 2.4 特別管理産業廃棄物管理責任者（法第12条の2第8項、第9項）

建設工事に伴い廃石綿等、引火性廃油など特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため事業場（工事現場）ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。また、特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める次の資格を有する者でなければなりません。

### （1）特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

＜表－5 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格＞

学校等※ <sup>1</sup> 要件	修業課程	修了科目・学科	実務経験等※ <sup>2</sup>
① 環境衛生指導員	(法第20条に規定する職)		職歴2年以上
② 大学等	理学、薬学、工学、農学	衛生工学※ <sup>3</sup> 、化学工学	卒業後2年以上
	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学※ <sup>3</sup> 、化学工学以外	卒業後3年以上
③ 短大・高専等	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学※ <sup>4</sup> 、化学工学	卒業後4年以上
		衛生工学※ <sup>4</sup> 、化学工学以外	卒業後5年以上
④ 高校・中等教育学校等		土木科、化学科又は相当学科	卒業後6年以上
		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後7年以上
⑤ その他	(学歴不問)		10年以上
⑥ ①～⑤までに掲げる者と同等以上の知識を有する者※ <sup>5</sup> と認められる者。			

※1 学校等：学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学。学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校。学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校。

※2 実務経験等：②～④にあっては、当該学校を卒業後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数。

※3 衛生工学：旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。

※4 衛生工学：旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。

※5 知識を有する者：旧厚生大臣が認定した講習会受講者、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター実施の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講者等。

（申込み・問合せ先：公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 Tel 045(681)2989）

## (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物に係る処理全般にわたる業務を適切に遂行してください。

例えば、

- ① 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- ② 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- ③ 適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、産業廃棄物管理票の交付・保管等）

などです。

## (3) 帳簿の記載事項

特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する事業者は、廃石綿等、引火性廃油など特別管理産業廃棄物の種類ごとに、表－6の事項を帳簿\*に記載しなければなりません（法第12条の2第14項、規第8条の18）。

なお、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合、帳簿の作成は不要です。

＜表－6 帳簿の記載事項＞

運 搬	処 分
<ul style="list-style-type: none"><li>・当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</li><li>・運搬年月日</li><li>・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</li><li>・積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</li><li>・処分年月日</li><li>・処分方法ごとの処分量</li><li>・処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</li></ul>

### 【記入にあたって注意すること】

- ① 事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了していること。
- ② 1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

\* e-文書法環境省令により、電磁的記録による保存、作成も可能です。

### 3 計画・管理

#### 3.1 廃棄物管理体制

排出事業者は、建設廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、社内管理体制を整備し、関係者に対し必要事項を周知するとともに、適正な処理方法等について指導する必要があります。

##### (1) 社内管理体制の整備

廃棄物の適正処理を行うためには、それを推進するための組織・機構が必要です。

排出事業者の本社、支店及び作業所（現場）における関係者の責務と役割を明確にし、次の例及び図－4.1、4.2の廃棄物管理のフローの例を参考にして社内管理体制を整備してください。

① 本社は、廃棄物対策の方針を定め統括指導を行います。このため、以下の業務を行ってください。

- ・基本方針の決定
- ・管理組織の整備
- ・管理規定及び処理マニュアルの作成
- ・教育、啓発
- ・法令、行政庁の指導内容等の周知
- ・処理実績の把握

② 支店は、廃棄物処理総括責任者を定めるとともに、廃棄物処理に関する支店方針を定め、作業所（現場）指導、下請負人の指導・育成、委託処理等に関して、以下の業務を行ってください。

- ・支店方針の決定
- ・職員及び下請負人の教育、啓発
- ・処理業者及び再資源化施設の調査、選定
- ・委託基本契約の締結、委託契約書の保存（委託終了後5年）
- ・作業所（現場）実務の支援、指導
- ・処理実績の集計、記録の保存
- ・工事終了現場のマニフェストの写しの保存（交付日及び送付を受けた日から5年、電子マニフェストを使用する場合は保存不要）

③ 作業所（現場）は、産業廃棄物処理責任者を定め、建設廃棄物の適正処理のために、以下の業務を行ってください。（住宅建設等で作業所がない場合は、業務の一部を支店が行います。）

- ・作業所（現場）方針の策定
- ・廃棄物処理計画の策定
- ・委託契約の締結
- ・マニフェストの交付及び管理又は電子マニフェストの登録
- ・処理業者の監督
- ・処理状況の確認
- ・処理実績の記録、支店への報告
- ・下請負人の監督及び指導

##### (2) 廃棄物処理の記録等

排出事業者は、廃棄物の適正な管理及び再生利用等による減量化の目標設定などのために作業所における処理実績を把握することが大切です。このため、排出事業者は廃棄物処理の

記録とその保存ルールを定める必要があります。

処理の記録と保存方法の例を以下に示します。

- ① 作業所（現場）の産業廃棄物処理責任者は、建設廃棄物の処理実績を記した報告書を月ごとに作成し、支店の廃棄物処理総括責任者は、作業所（現場）から送付された建設廃棄物実績報告に基づき月々の処理実績の集計を行う。
- ② 処理実績、委託処理した場合における委託契約書等は、工事完了後5年間保存する。  
マニフェストに関する記録を作成し、委託終了後、法に基づきマニフェストの写しを5年間保存する（電子マニフェストを使用する場合、データの管理は情報処理センターが行うため電子マニフェストで登録したものについては保存不要）。
- (3) その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該廃棄物の処分又は再生を行う事業者は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、備えなければなりません。

＜表－7 帳簿の記載事項＞

運 搬	処 分	備 考
<ul style="list-style-type: none"><li>・当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</li><li>・運搬年月日</li><li>・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</li><li>・積替え又は保管を行った場合には積替え又は保管の場所ごとの搬出量</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</li><li>・処分年月日</li><li>・処分方法ごとの処分量</li><li>・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出量</li></ul>	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを見らかにすること。

### 3.2 支店又は営業所、作業所（現場）における計画・管理

排出事業者は、建設廃棄物の最終処分量を減らし、建設廃棄物を適正に処理するため、施工計画時に発生抑制、再使用、再生利用等の減量化や処分方法並びに分別方法について具体的な処理計画を立てます。

#### (1) 処理計画

建設廃棄物は多種多様なものが含まれていますが、工法の工夫により廃棄物の発生抑制も可能であり、また、建設廃棄物を個別の種類ごとに見れば再生利用が可能なものも多くあります。このため、作業所（現場）の産業廃棄物処理責任者は、工事施工に際して、発生抑制、再生利用等の減量化について十分に検討するとともに保管や収集運搬、埋立て等の処分が適正に行われるよう、発生する廃棄物の性状、量を把握し、具体的な処理計画を立てることが重要です。なお、多量排出事業者は 16 ページ 2.2(18) の処理計画を作成等してください。

作業所（現場）における処理計画の作成に当たっては、次の点に留意してください。

- ① 当該工事に係る廃棄物の処理方針（作業所ごとの方針）を立てる。
- ② 発注者及び処理業者と事前に十分打合せを行う。
- ③ 建設廃棄物の発生量を予測する。
- ④ 施工方法、資材を検討し、廃棄物の発生を抑制する。
- ⑤ 発生するものについては、できるだけ再生利用を図る。
- ⑥ 再生利用できない場合には、中間処理による減量化を検討する。
- ⑦ 廃棄物として処分するものについては、適正な保管・収集運搬・処分の方法を選定する。  
特に建設混合廃棄物を排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理型最終処分場において処分を行う。
- ⑧ 処理方法に応じた現場内での分別方法について検討する。

⑨ 処理を委託する場合には、委託する処理業者の許可内容等を確認する。

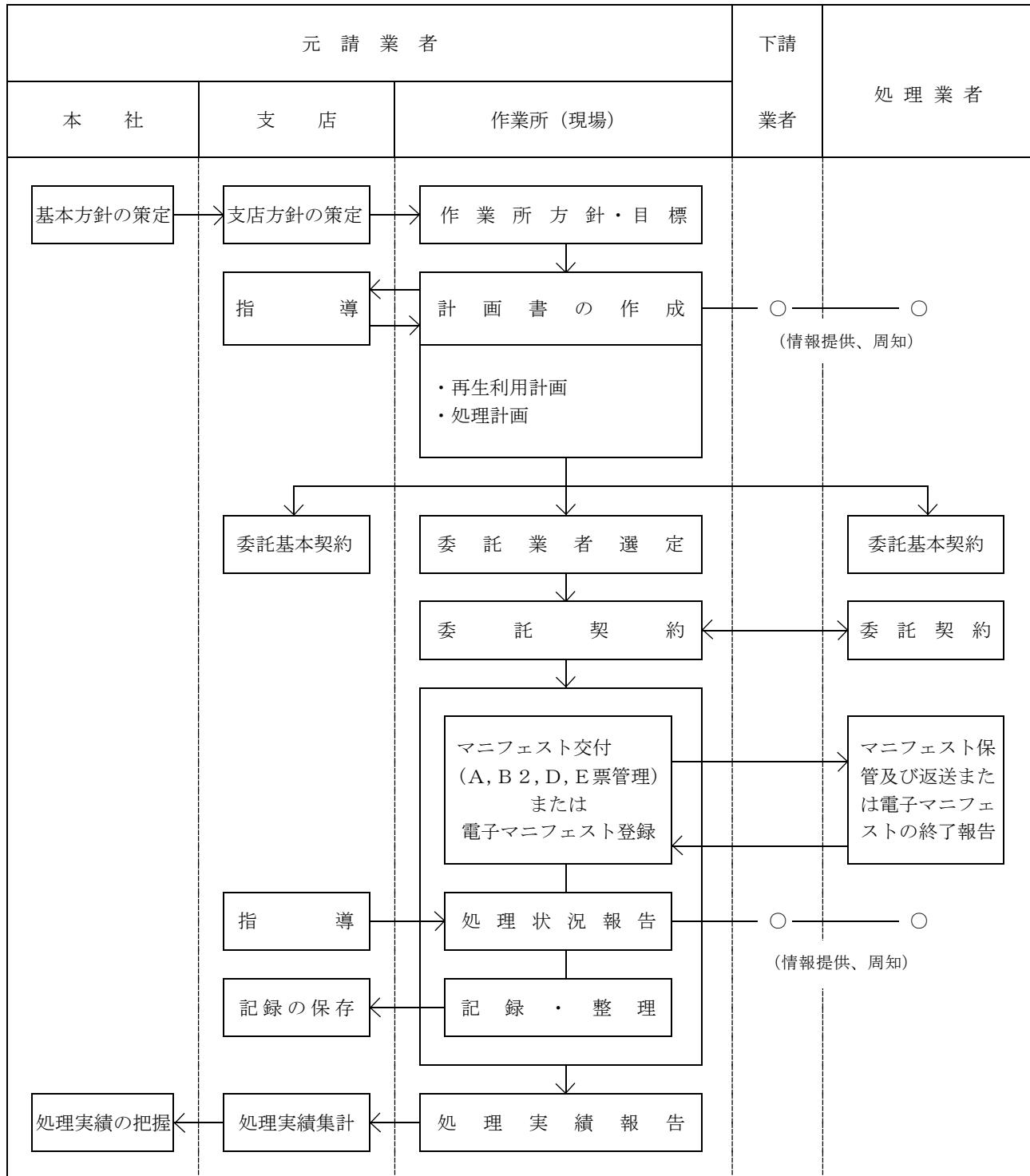
施工中は、処理計画に従った処理が実行されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、下請負人等の関係者に周知します。

## (2) 建設廃棄物の発生量の予測

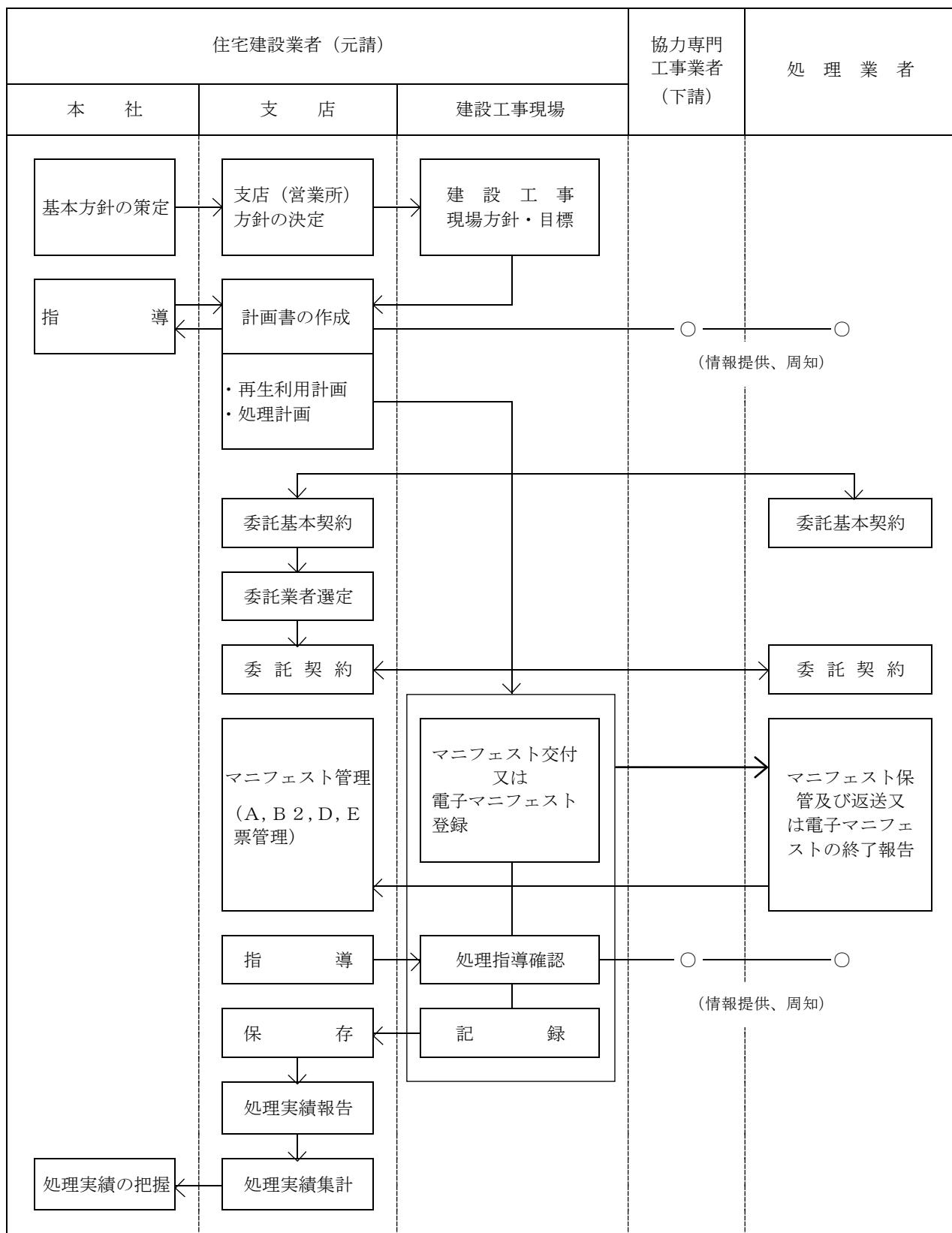
建設廃棄物の発生量は、工事種類別の廃棄物発生量原単位などを参考とし、作業所(現場)の実情(用途、構造、規模等)を考慮して予測してください。

## (3) 処理方法の選定

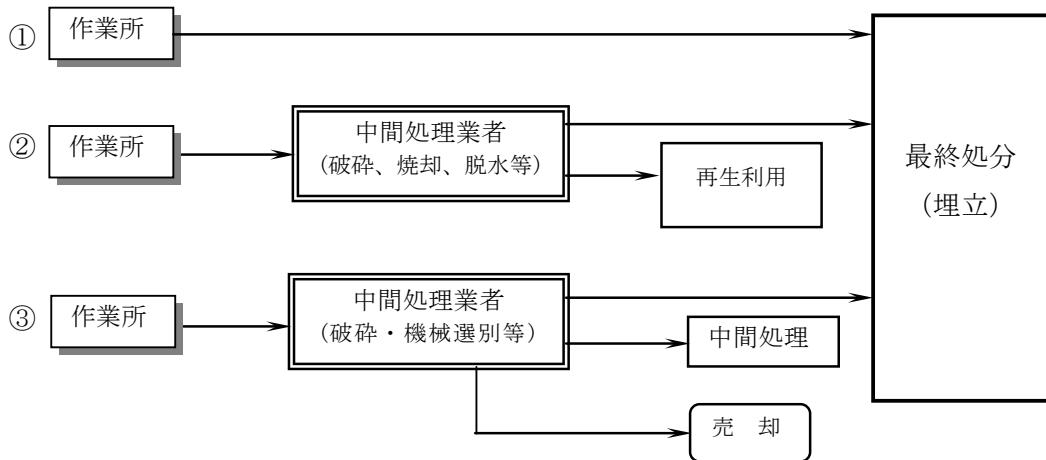
廃棄物の処理に際しては、適切な処理が行われるよう発生する廃棄物の量・性状、作業所(現場)の立地条件、地域の廃棄物処理施設の設置状況等を把握した上で、処理方法を選定し、その処分方法、処分先に応じて、作業所(現場)において、適切に分別するよう処理計画をたてることが大切です。また、処理には排出事業者が自ら行う自己処理と処理業者に委託する委託処理があります。図-5に委託処理における処理形態を例示します。



<図－4.1 排出事業者における廃棄物管理フロー例（現場作業所がある場合）>



<図－4.2 排出事業者における廃棄物管理フロー例（現場作業所がない場合）>



<図－5 建設廃棄物の処理形態(例)>

- ① 作業所（現場）から直接、最終処分場へ運搬する場合
- ② 場所打杭工事の廃泥水の脱水、解体コンクリートの破碎又は建設木くずの破碎、焼却等の処分を委託する場合
- ③ 破碎・機械選別による中間処理の許可を有する処理業者へ委託する場合

破碎、焼却等中間処理施設は、それぞれ受け入れることのできる廃棄物の種類（許可品目）が定められています。したがって、例えば、破碎施設の許可、焼却施設の許可とともに持つ中間処理業者へ委託する場合でも、破碎施設、焼却施設それぞれの許可品目に区分したものを搬入する必要があります。また、建設混合廃棄物の中間処理を委託する場合には、選別設備を有する中間処理業者に委託し、再生利用、減量化に努める必要があります。

中間処理業者に委託処理する以前の形態として、収集運搬業者における積替え・保管がありますが、これは運搬車両を小型から大型へと変更するなどの輸送効率の向上を目的とした行為で、現場と処理施設の位置関係等によってはあり得るものです。しかし、収集運搬業者による積替え・保管において、安い有価物等の抜き取りが行われている場合があり、このことは廃棄物の処理の流れを不明確とするなどの指摘もあります。

このため、排出事業者は、処理業者に委託する場合に、作業所（現場）での分別を徹底し積替え・保管段階での抜き取りを不要とするか、又は、処理業者に処理作業を具体的に指示し委託することが重要です。

#### (4) 処理計画の作成

作業所（現場）において策定すべき処理計画は、廃棄物処理計画書として文書化することが望ましいです。廃棄物処理計画書に記載する項目を次に例示します。

- ① 工事概要
  - ア 工事名称、工事場所、工期
  - イ 発注者名、設計者名、作業所長名、産業廃棄物処理責任者名
  - ウ 工事数量
  - エ 解体工事、基礎工事等の請負業者名
- ② 建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

- ③ 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等
- ④ 他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法
- ⑤ 委託処理
  - ア 収集運搬業者(積替え・保管を含む。)の許可番号、事業の範囲、許可期限等
  - イ 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等(中間処理を委託した際は、中間処理残さの最終処分業者を含む)
  - ウ 処理施設の現地確認方法
- ⑥ 添付書類
  - 産業廃棄物処理委託契約書及び処理業者の許可証(写し)  
なお、再生資源の有効な利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完了後1年間保存することが義務づけられているので留意してください。

## 4 作業所（現場）等における分別・保管・処理

### 4.1 分別

排出事業者は、建設廃棄物の再生利用等による減量化を含めた適正処理を図るため作業所（現場）において分別に努めなければなりません。また、建設工事に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合、安定型産業廃棄物（ただし、石綿含有産業廃棄物については、その他のものと混合するおそれのないように、仕切りの設置や覆いを設ける、梱包する等必要な措置を講ずること。）とそれ以外の廃棄物を分別出し、埋立てまでの間、それ以外の廃棄物が付着混入しないように留意してください。

#### （1）分別の必要性

建設廃棄物の再生利用等による減量化を含めた適正処理を図るためにには、分別が前提条件となります。

排出事業者は、現場内で再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等それぞれの処理・再生利用に応じた分別を行わなければなりません。

この際、搬入する施設の許可品目に応じた分別を行う必要があります。特に、安定型最終処分場の環境汚染が生じないようにするために、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着混入しないように分別を徹底しなければなりません。

#### （2）分別の考え方

##### ① 再生可能品目の分別

金属くず、木くず、ダンボール、アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片、ロックウール化粧吸音板、ロックウール吸音・断熱・保温材、ALC板、石膏ボード等は再生可能品目です。再資源化を促進するため、このような再生可能品目の分別を徹底してください。

##### ② 一般廃棄物の分別

現場作業員が現場事務所等で排出する生ごみ、新聞、雑誌等の廃棄物は、直接工事から排出される廃棄物と分別してください。

##### ③ 安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別

建設工事に伴って生じた安定型産業廃棄物については、現場で安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別出し、埋立てまでの間に、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着混入しないようにしたものは、安定型最終処分場で処分することができます。したがって、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混合しないよう、分別を徹底しなければなりません。

##### ④ 中間処理に適合した品目の分別

破碎・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別します。

##### ⑤ その他の分別

ボンベ等の危険物や有機溶剤等は他の廃棄物と区分し、取扱いに十分注意してください。

#### （3）分別の実施

##### ① 分別計画

ア 排出事業者は、あらかじめ、分別計画を作成するとともに、下請負人や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図ってください。

イ 処理施設の受け入れ条件を十分検討し、条件に応じた分別計画を立ててください。

ウ 工事の進捗によって排出される廃棄物の種類が違うので、工程に見合った分別計画を立ててください。

エ 敷地条件により、廃棄物の集積場を設置するかどうか、集積場までの運搬はどうするか、具体的に計画を立ててください。

② 分別表示

廃棄物集積場や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違わずに分別できるようにしてください。

③ 分別容器

分別品目ごとに容器（小型ボックス、コンテナ等）を設け、分別表示板を取り付けてください。また、運搬時点では分別したものが混合しないよう注意し、運搬してください。

## 4.2 作業所（現場）内保管

排出事業者は、建設廃棄物を作業所（現場）内で保管する場合、法に定める保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管してください。

現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望ましいですが、一時的に現場内で保管しなければならない場合には、周辺の生活環境の保全が十分確保できるよう、以下の項目に留意しなければなりません。

- (1) 保管施設には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしてください。  
(2) 保管は次の要件を満たす場所で行ってください。

① 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接

当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

② 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること。

ア 縦及び横それぞれ 60cm 以上であること。

イ 次の事項を表示したものであること。

- ・産業廃棄物の保管場所であること
- ・保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、(3) ②に規定する高さのうち最高のもの

- (3) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次の措置を講じてください。

① 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

② 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について、次のア及びイによること。

ア 保管の場所の囲い内に保管する産業廃棄物が「囲いに接しない場合」囲いの下端から勾配 50% 以下（32 ページ 1 (1) 参照）

イ 保管の場所の囲い内に保管する産業廃棄物が「囲いに接する場合」（32 ページ 1 (2) 参照）

a 囲いから内側 2 m 以内は、囲いの高さより 50cm 以下

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	横浜市〇〇区 ××1-2 △△建設(株) 横浜太郎 TEL: 045-000-0000(内線 0000)
最大保管高さ	1. 5m

<図-6 保管場所の掲示板（例）>

- b 囲いから2m以上内側は、囲いから2mの位置の高さから勾配50%以下
- ウ その他必要な措置  
このほか、建設廃棄物の保管にあたっては以下のとおりです。
- a 可燃物の保管には消火設備を設けるなど火災時の対策を講ずること。
  - b 作業員等の関係者に保管方法等を周知徹底すること。
  - c 廃泥水等液状又は流動性を呈するものは貯留槽で保管する。また、必要に応じ流出事故を防止するための堤防等を設けること。
  - d がれき類は崩壊、流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じ、散水を行うなど粉塵防止措置を講ずること。
  - e 廃石綿等は、固型化、薬剤による安定化、二重梱包等、廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
  - f 石綿含有産業廃棄物にあっては、次の措置を講ずること
    - ・保管の場所には、その他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
    - ・飛散防止のために覆いを設けること、梱包すること等必要な措置を講ずること
    - ・石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意すること。
    - ・掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。
  - g 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、次の措置を講ずること。
    - ・保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
    - ・掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。
  - h 水銀含有ばいじん等にあっては、次の措置を講ずること。
    - ・掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。
  - i 特別管理産業廃棄物を保管する場合には、他の廃棄物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。また、産業廃棄物の保管場所の掲示板とは別に次に示すような掲示板を設置すること。

#### (参考)

#### 《特別管理産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件》

◇縦及び横それぞれ60cm以上であること。

◇表示事項

- ①特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
- ②保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、「産業廃棄物保管基準」の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

①特別管理産業廃棄物保管場所	
②廃棄物の種類	廃石綿等
③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△建設(株) 担当:横浜太郎 横浜市〇〇区××〇-〇 TEL: 045-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇〇)
④最大保管高さ	

#### 4.3 積替えに係る保管

建設廃棄物を作業所（現場）以外の場所に運搬し、保管する場合は、4.2に記載した保管基準を遵守するとともに、保管量の上限として保管場所からの平均搬出量の7日分を超えないように保管しなければなりません。また、掲示板には保管量の上限数量を表示します（石綿含有産業廃棄物の積替え保管については4.2(3)-②-ウ-fと同じ）。

#### 4.4 事業場外保管の届出（法第12条第3項、同条第4項、第12条の2第3項、同条第4項）

事業者は、建設廃棄物を生ずる事業場の外において自ら産業廃棄物の保管（環境省令<sup>\*1</sup>で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他環境省令<sup>\*2</sup>で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令<sup>\*3</sup>で定めるところにより、その旨を横浜市長（都道府県知事）に届け出なければなりません。

また、届け出た事項を変更しようとする場合にはあらかじめ、保管をやめた場合には保管をやめた日から30日以内に、その旨を横浜市長（都道府県知事）に届け出なければなりません。

なお、非常災害のために必要な応急措置として保管した場合、保管を行った事業者は当該保管をした日から起算して14日以内に、その旨を横浜市長（都道府県知事）に届け出なければなりません。

※1 当該保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上である場所において行われる保管であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ・産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）第8条第1項の規定による届出に係るP C B廃棄物の保管

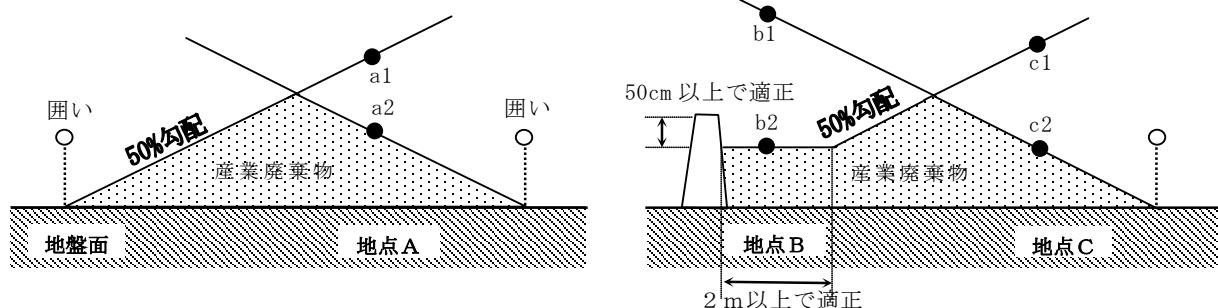
※2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合とします。

※3 産業廃棄物の保管の届出は、産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の四、特別管理産業廃棄物の場合様式第二号の十）を提出して行うものとします。

## 【参考】

### 1 高さの上限の判定例（適正な例）

- (1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合 (2) 片方が直接負荷部分の囲い、  
片方が廃棄物に接しない囲いの場合



○基準上の高さ上限

・ 地点A : a2

地点B : b2

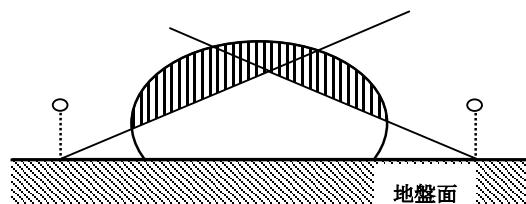
地点C : c2

※50%勾配面とは起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面

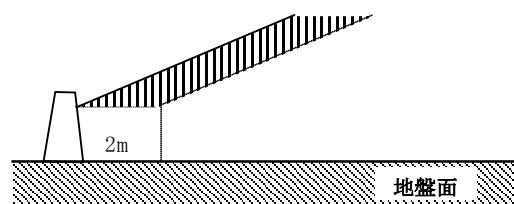
### 2 保管基準の判定例（不適正な例）

#### (1) 模式図

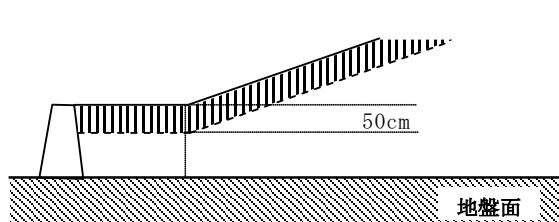
①50%勾配を超えている



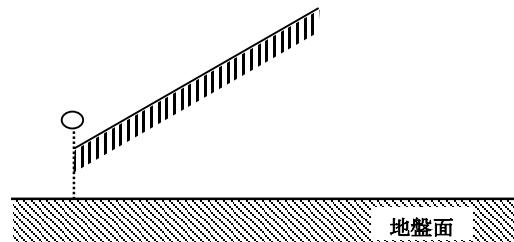
②勾配の起点を壁から2m離していない



③壁の頂部から50cm下げていない



④構造耐力上安全とはいえない囲いに直接接している



#### (2) その他違反となる例

- ① 囲いが廃棄物と接して曲がって（歪んで）いる。
- ② 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積み上げている（さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm継ぎ足した場合等を含む。）。

## 5 収集運搬

### 5.1 収集運搬の基準

- (1) 産業廃棄物が飛散及び流出しないようにします。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにします。
- (3) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することができないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区別して収集運搬することが必要です。

### 5.2 排出事業者の行う収集運搬

建設廃棄物の収集運搬に当たっては、法に定める処理基準に従って行うほか、次の事項に留意することが必要です。

- (1) 運搬車両は、建設廃棄物の種類に応じた構造のものを使用します。特に、建設汚泥の運搬には、蓋付箱型ダンプトラック等その性状に応じた車両を使用します。
- (2) 車両のタイヤ及び車体に廃棄物を付着させたまま運搬しないよう必要に応じて洗車、清掃を行います。
- (3) 荷こぼれのないよう荷積みの状況を確認し、運転中に飛散のおそれのないよう荷台をシート等で覆います。
- (4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することができないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区別して、収集運搬してください。
- (5) 廃棄物の収集運搬については、道路交通法を遵守し過積載を行ってはなりません。
- (6) 法第 21 条の 3 第 3 項の特例により、下請負人が自ら廃棄物を運搬する際には、建設工事に関する書面による請負契約でその旨を定めなければなりません（17 ページ 2.3(5)参照）。

### 5.3 処理業者の行う収集運搬

法に定める処理基準は処理業者にも適用されます。産業廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬は上記により行うほか、運搬車両には許可証の写しを備え、関係者から求められた場合は提示します。

排出事業者は、建設廃棄物の収集運搬を委託する場合は、「**8 委託処理**」により行いますが、排出事業者として、委託契約書に必ず記載すべき事項以外にその運搬方法等について、例えば、

- (1) 収集運搬業者が同一車両で異なる作業所の廃棄物を運搬する場合において、車両に中仕切りを設ける等廃棄物が混合することができないような措置
  - (2) 収集運搬業者が同一車両で異なる種類の廃棄物を運搬する場合において、種類ごとの容器に入れる等により廃棄物が混合しないような措置
- 等、特に、収集運搬業者に指示すべき事項がある場合は、その旨を契約書に記載することが必要です。

## 5.4 運搬車の表示及び書面備え付け

産業廃棄物の収集運搬車には表示及び書面備え付けが義務付けられています。収集運搬する者の区分により表示事項、備え付けておく書面が異なります。

- (1) 運搬車の表示は、表－8及び図－7に示すとおり、それぞれの区分で定める表示事項を車体の両側面に鮮明に表示すること。ただし、②に掲げる者については、この限りではない。

<表－8 運搬車の表示事項>

区分	表示事項
1. 排出事業者	・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称
2. 市町村又は都道府県	・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・市町村又は都道府県の名称
3. 産業廃棄物収集運搬業者	・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 ・許可番号（下6けたに限る。）
4. 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 (再生利用関係)	・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 ・認定番号
5. 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者 (無害化処理関係)	・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 ・認定番号

① 表示の基準

- ・識別しやすい色の文字で表示すること。
- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本産業規格Z8305に規定する140ポイント以上（約5cm以上）の大きさの文字で表示すること。
- ・上記以外の事項については、日本産業規格Z8305に規定する90ポイント以上（約3cm以上）の大きさの文字で表示すること。

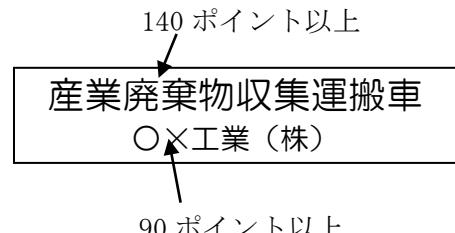


図-7 車両表示の例  
(排出事業者が収集運搬する場合)

- ② 次に掲げる者は、表中に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示すること。

法第15条の4の3第1項の認定を受けた者 (その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。) (広域的処理関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨</li> <li>・認定番号</li> <li>・当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う者の氏名又は名称</li> </ul>
--	--

- (2) 書面\*の備え付けは、表－9に示すとおり、それぞれの区分で定める書面を当該運搬車に備え付けておくこと（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）。

\*e-文書法環境省令により、電磁的記録による備え付けも可能です。

＜表－9 運搬車に備え付けておく書面＞

区分	備え付けておく書面
1. 排出事業者	次に掲げる事項を記載した書面 ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
2. 市町村又は都道府県	当該市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する運搬車であることを証する書面
3. 産業廃棄物収集運搬業者 (4. 及び5.に掲げる者を除く)	・許可証の写し ・マニフェスト（産業廃棄物管理票）
4. 産業廃棄物収集運搬業者 (電子マニフェストを利用した産業廃棄物の運搬を行う場合)	・許可証の写し ・次の事項を記載した書面又は電磁的記録（ただし、当該電磁的記録を必要に応じて機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。） ①運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ②当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称 ③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先 ④運搬先の事業場の名称及び連絡先
5. 産業廃棄物収集運搬業者 (4. に掲げる者であつて、連絡設備等を用いて上記①から④までの事項を確認できる者)	・許可証の写し ・情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し
6. 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者（再生利用関係）	・環境大臣が交付する産業廃棄物の再生利用の認定証の写し
7. 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者（広域的処理関係）	・環境大臣が交付する産業廃棄物の広域的処理の認定証の写し ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
8. 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者（無害化処理関係）	・環境大臣が交付する産業廃棄物の無害化処理の認定証の写し
9. 法第21条の3第3項の特例により自ら運搬する下請負人	・法第21条の3第3項に該当する運搬であることを証する書面

## 5.5 処理業者の行う積替え・保管

収集運搬業者が行う積替え・保管とは、収集運搬の一過程であり、輸送効率の向上を目的とする行為であり、中間処理ではありません。

したがって、**積替えのための保管基準**（30 ページ「4.3 積替えに係る保管」参照）に従うほか、以下により行う必要があります。

- (1) 廃棄物の性状を変える行為を原則として行わない。
- (2) 廃棄物を積替え・保管施設へ搬入・搬出する都度、原則として計量を行う。
- (3) 積替え・保管施設から建設混合廃棄物を搬出する場合、排出事業者との委託契約書に基づき中間処理施設又は管理型最終処分場に運搬する。
- (4) 積替え・保管施設ごとに帳簿を備え、必要事項の記載・保存をする。

## 6 中間処理・最終処分

### 6.1 基本的事項

(1) 排出事業者は、建設廃棄物の再生利用、減量化及び安定化等のために極力中間処理を行うように努めます。

中間処理とは次の目的のために行う処理をいいます。

- ・原材料として利用（再生利用）するための破碎、溶融等の処理
- ・減量、減容化のために行う焼却、破碎等の処理
- ・安定化、無害化のために行う中和、溶解等の処理
- ・埋立処分するための前処理として行う破碎、脱水等の処理

建設廃棄物の処理にあたっては、直接埋立処分するのではなく、再生利用、減量化等のために中間処理を行うことが望ましいといえます。

また、埋立処分する場合で、埋立処分基準に適合していないものは、必ず中間処理しなければなりません。

どのような中間処理をするかの検討に当たっては、まず、再生利用又は減量化について可能性を検討します。また、廃棄物の質、受入施設の条件、作業所の状況等を考慮して選定し、特に、安定型最終処分場への埋立処分を前提とした中間処理を行う場合は、適切な選別能力を有する処理施設において産業廃棄物の質に応じた適切な中間処理を行うことが重要です。

なお、「再生」とは、廃棄物から原材料等の有用物を得ること、または処理して有用物にすること、「再生利用」とは、これにより得られた有用物又は廃棄物を有効に活用することとされています。

(2) 排出事業者は、廃棄物を中間処理の内容に適合するように、作業所内で分別します。やむを得ず建設混合廃棄物として排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理型最終処分場において処理を行うものとします。

(3) 中間処理を行う場合には、飛散・流出防止対策を講じる等、法に定められた基準に従って行わなければなりません。

(4) 中間処理施設においては、マニフェスト（電子マニフェスト）との整合や、処理能力に見合った処理等中間処理施設の維持管理のため、廃棄物の受入れの都度、廃棄物の種類ごとに計量を行います。

(5) 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の中間処理方法は、溶融設備又は無害化処理認定施設により行います。

なお、中間処理により生じた廃棄物に石綿が検出されないようにします。排ガス処理等により生じたばいじん又は粉じんについてもこれらの施設において処理するか又はセメント固化を行うこととなっており、溶融処理物については、産業廃棄物の種類としては、「鉱さい」として扱われ、埋立処分する場合は、安定型処分場での処分ができます。

ただし、環境大臣が定める有害物質が検出された場合は、管理型処分場での埋立処分となります。

(6) 石綿含有産業廃棄物の中間処理に当たっては、飛散防止を確保するため、破碎は原則禁止されています。そのため、石綿含有産業廃棄物は、破碎を行う中間処理施設での処理はできません。

(7) 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀を含む特別管理産業廃棄物のうち、以下の場合にはあらかじめ水銀を回収してください。

- ・水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物にあっては水銀又はその化合物中の水銀を1,000mg/kg（廃酸又は廃アルカリにあっては1,000mg/L）以上含有するもの

- ・水銀使用製品産業廃棄物のうち、以下に掲げるものが産業廃棄物となったもの  
 《 水銀の回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象 》

スイッチ及びリレー	灯台の回転装置
気圧計	水銀トリム・ヒール調整装置
湿度計	差圧式流量計
液柱形圧力計	浮ひょう形密度計
弹性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	傾斜計
圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	積算時間計
真空計	ひずみゲージ式センサ
ガラス製温度計	電量計
水銀充満圧力式温度計	ジャイロコンパス
水銀体温計	握力計
水銀式血圧計	

## 6.2 選別設備

(1) 建設廃棄物を選別設備で選別した結果、熱しやく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物を、埋立てまでの間に、紙くず、木くず、繊維くず等安定型廃棄物以外の廃棄物が付着混入することがないようにした場合に限り、当該選別物は安定型最終処分場で処分することができます。

なお、熱しやく減量とは、対象物を強熱したときの重量減少率を表す値であり、測定方法は、試料を乾燥機等により 105°C ± 5°C で十分乾燥させた後、電気炉を用いて 600°C ± 25°C で 3 時間強熱します。

選別しても、安定型産業廃棄物に該当しないものは、管理型最終処分場で処分する必要があります。

(2) 選別設備は、その目的に応じ以下の機能に対して、十分な能力を有していることが必要です。

- ① 再生可能なものを選別する機能
- ② 建設混合廃棄物を安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別する機能
- ③ 建設混合廃棄物は可燃物と不燃物が混合しており、これを焼却するためには、可燃物だけを選別する必要があり、後工程の処理に適合するように選別する機能

(3) 選別施設は、原則として各種の選別機械、コンベア、破碎機等を組み合わせた一連のシステムとして構成されるものとします。

人手による選別は、選別手段の一つですが、それのみで建設混合廃棄物全体に対する選別能力を有していないため、選別設備として中間処理に位置付けられるためには、各種の選別機（ふるい、風力、磁力、電気等）、コンベア、破碎機等が組み合わされた施設で、人手による選別が補助的に行われている施設でなければなりません。

(4) 選別設備の構造は、法に定める技術上の共通基準に準じるほか、次によることが必要です。

- ① 破碎、篩い分けによって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。
- ② 選別したものが混合しないよう、選別した廃棄物ごとの保管場所が設けられていること。

(5) 選別設備の維持管理は、法に定める維持管理の技術上の共通基準に準じるほか、破碎、篩い分けによって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることが必要です。

## 6.3 最終処分

### 6.3.1 埋立処分

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の3種類があり、規模に関係なく、産業廃棄物処理施設の許可の対象となります。

建設廃棄物は、法に定める処分基準（参考資料3－1 埋立処分に係る判定基準（73ページ））、最終処分場の維持管理基準に従い、廃棄物の種類に応じて適正に埋立処分しなければなりません。特に、安定型最終処分場においては、埋め立てる廃棄物全量を展開検査し安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた場合は当該廃棄物を埋め立てはなりません。また、埋め立てる廃棄物に安定型産業廃棄物以外が付着又は混入するおそれがないように環境大臣が定める方法による措置（分別して排出する方法又は選別する方法、平成10年環境庁告示第34号参照）を講ずる必要があります。

なお、目視によっては安定型産業廃棄物以外の付着又は混入が判別しにくい廃棄物（圧縮固化物、成分の分からぬ微小な物質など）については、排出事業者への確認、熱いやく減量調査などにより十分な確認を行わなければなりません。

また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物は、地中にある空間を利用した埋立処分を行ってはなりません。

そのほか、廃石綿等の埋立処分を行う場合は、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包し、一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように埋立処分しなければなりません。また、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講じなければなりません。

石綿含有産業廃棄物については、一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行います。埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講じます。

また、廃水銀等を埋立処分する場合には、あらかじめ硫化・固形化するなど必要な措置を講じます。

南本牧最終処分場へ搬入する際は、参考資料1（横浜市が処分する産業廃棄物（告示）（61ページ））を確認してください。

### 6.3.2 海洋投入処分

海洋投入処分も最終処分の方法ですが、判定基準（参考資料3－2 海洋投入処分に係る判定基準（75ページ））を満足する建設汚泥を除き建設廃棄物の海洋投入処分は禁止されています。また、法では埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には海洋投入処分を行わないこととされています。

## 6.4 許可を要する産業廃棄物処理施設

次の産業廃棄物処理施設を設置（変更等）する場合は、許可等の対象となります。

なお、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設について、環境省令（規第15条の5の2）で定めるところにより、環境省令（規第15条の5の3）で定める期間ごとに横浜市長（都道府県知事）の検査を受けなければなりません。

また、許可対象となる焼却施設の設置者は、維持管理状況を記録し、維持管理計画とともにインターネットの利用その他の適切な方法により公表するほか、処理施設に記録を備え置き、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければなりません。

＜表－10 許可を要する産業廃棄物処理施設＞

処理施設名		処理能力等（注1、3）
1	汚泥の脱水施設	処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設 天日乾燥施設	処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの $100\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの
3	汚泥の焼却施設 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。)	処理能力が $5\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの 処理能力が $200\text{ kg}/\text{時間以上のもの}$ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
4	廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)	処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの
5	廃油の焼却施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設、廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)	処理能力が $1\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの 処理能力が $200\text{ kg}/\text{時間以上のもの}$ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (中和槽を有するもの。ただし、放流を目的とする一般の廃水処理に係る中和処理施設を除く。)	処理能力が $50\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が $5\text{ t}/\text{日}$ を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。)	処理能力が $100\text{ kg}/\text{日}$ を超えるもの 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
8-2	木くず (令第2条第2号に掲げる廃棄物 (事業活動に伴つて発生した者に限る)) 又はがれき類の破碎施設 (注2)	処理能力が $5\text{ t}/\text{日}$ を超えるもの
9	有害物質 (注4) 又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべての施設
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべての施設
12-2	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべての施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
13-2	上記3、5、8及び12以外の焼却施設	処理能力が $200\text{ kg}/\text{時間以上のもの}$ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
14	最終処分場 イ 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分場 ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分場 (水面埋立地を除く。) ハ イ及びロ以外の産業廃棄物の埋立処分場 (水面埋立地にあっては主としてイ及びロに規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)	遮断型処分場 安定型処分場 管理型処分場

注1：1～8-2に掲げる産業廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力とは、当該施設に投入される時点における1日当たりの産業廃棄物量で表し、その施設が1日24時間稼動の場合にあっては、24時間を意味し、それ以外の場合は、実稼動時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼動時間が1日当たり8時間に達しない場合は稼動時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

注2：木くず (令第2条第2号に掲げる廃棄物 (事業活動に伴つて発生したものに限る)) 又はがれき類の破碎施設であつて、事業者が設置する移動式破碎施設については当分の間適用しない。

注3：3, 5, 8, 13-2の施設の処理能力の基準については、いずれかに該当すれば許可対象となります。

注4：令別表第3の3に定める物質

(詳細は、本市作成の「産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き」を参照。)

## 7 再生利用

### 7.1 再生利用の促進

元請業者及び発注者は、建設廃棄物の減量化・資源化を図るため、十分協議し、以下の点に留意して、建設廃棄物の再生利用に努めてください。

- (1) 発生する廃棄物を有償売却できる性状のものとし、自ら利用あるいは売却に努めます。

#### ① 自ら利用

排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断の際には、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに物の性状、排出の状況、占有者の意思の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められ、なおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性の判断をしてください。

#### ② 有償売却

廃棄物を破碎や選別等の処理を行い、有価物として、他の排出事業者の現場等で再生利用ができるようにする必要があります。

当然のことながら、形式的、脱法的な有償売却は、廃棄物の処理として取り扱われますので注意してください。

- (2) 再生処理を行っている者に委託します。

- (3) 必要に応じ、再生利用認定制度、再生利用指定制度等を活用します。

#### ① 再生利用認定制度(法第15条の4の2)について

再生利用認定制度とは、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度で、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要とすることにより、再生利用を容易に行えるようにするものです。

認定の対象はそれ自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定され、平成9年12月26日付けの厚生省告示で、河川法第6条第2項に規定する高規格堤防(以下「高規格堤防」という。)の築堤材として使用する建設汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。)などが認定の対象となっています。

#### ② 再生利用指定制度(規則第9条第2号、第10条の3第2号)について

再生利用指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにするものです。

再生利用指定制度には、個別指定と一般指定があります。

##### ア 個別指定

指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係わる産業廃棄物を特定した上で再生利用業者を指定します。

再生利用業者には「再生輸送業者」と「再生活用業者」があり、建設工事において発注者、元請業者とも異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活用を行おうとする場合は、利用しようとする発注者又は元請業者などが再生活用業者となることができます。

#### イ 一般指定

都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定するもの。

#### (3) 広域的処理認定制度(法第15条の4の3)について

広域的処理認定制度とは、製品が廃棄物になったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、環境大臣が認定することにより廃棄物処理業の許可を不要とする制度です。

建設廃棄物関係では、これまでに、住宅メーカー及び石膏ボード、ロックウール及び軽量気泡コンクリート製品等の製造事業者等がこの認定を受けています。

#### (4) 新規工事等においては、他で販売されている再生骨材等を積極的に利用します。

元請業者及び発注者は、他の排出事業者から排出された廃棄物で破碎や選別等の処理により再生された骨材等の利用に積極的に努めます。

## 7.2 再生利用における品質の確保と生活環境保全上の配慮

再生利用にあたっては、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければなりません。特に建設汚泥に中間処理を加えた後の物（建設汚泥処理物）については、建設資材として用いられる場合であっても、不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下に置かなければなりません。

なお、建設汚泥又はコンクリート廃材について、横浜市内で自ら利用を行う場合は、横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱に従って、行うようにしてください。詳しくは、事業系廃棄物対策課ホームページ(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/07m-riyou.html>)に掲載する資料をご覧いただくな、下記問合せ窓口までお問い合わせください。

問合せ窓口：横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課管理係(671-3446)

**【注】 安易な改良汚泥、がれき類等の再生利用は、産業廃棄物の処分と見なされる場合があります。**

## 8 委託処理

法では、排出事業者はその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとする排出事業者の処理責任の原則が規定されています。

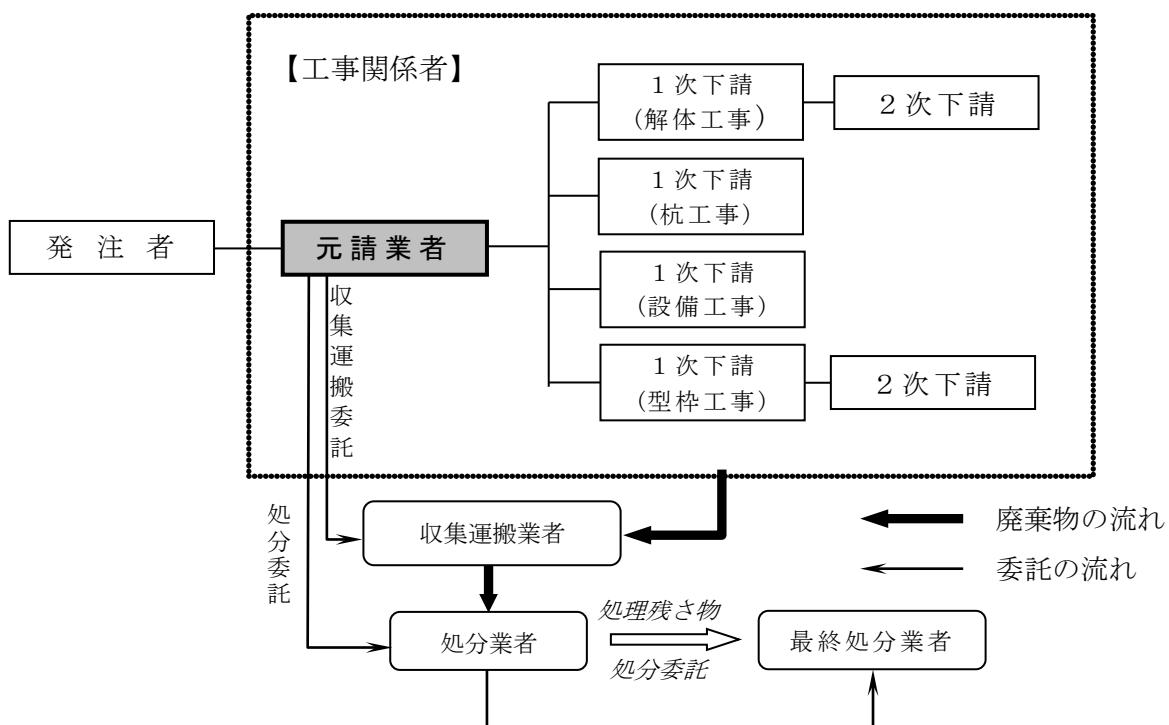
この原則は、自ら処理するか又は他人に処理を委託するかにかかわらず、最終的に適正に処分、又は再生が終了するまでその責任が徹底されるべきものとして定められているものです。

このため、排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。

講すべき必要な措置としては、委託基準やマニフェストに係る義務を遵守することに加えて、技術的能力や経理的基礎が不十分な産業廃棄物処理業者に委託しないこと、適正な処理に必要な処理料金を負担すること、不適正処分が行われていることを知った場合には、処理の委託を中止するなど、個別の状況に応じた適切な措置を講じることなどが考えられます。

産業廃棄物を他人に委託する場合には、法に従い、収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

産業廃棄物の収集運搬と処分を委託する場合の委託契約と産業廃棄物の流れの例を図－8に示します。



図－8 委託と廃棄物の流れ

## 8.1 委託処理の際の手続き

(1) 排出事業者は、産業廃棄物の処理を収集運搬業者又は処分業者等に委託する場合には、許可証の以下の項目について、委託しようとする産業廃棄物の処理の業務がその事業の範囲に含まれていることを確認しなければなりません。

- ① 業の区分
- ② 許可期限及び条件
- ③ 産業廃棄物の種類・積替え又は保管の有無(収集運搬業のみ)
- ④ 発生地と処分地の都道府県知事等の許可(収集運搬業のみ)
- ⑤ 産業廃棄物の種類・処分の方法・施設の能力(処分業のみ)

なお、排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。処理の状況に関する確認とは、産業廃棄物処理業者等の事業の用に供する施設に赴いて確認する方法、処理状況や産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により間接的に確認する方法などが考えられます。

(2) 排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面\*により委託契約しなければなりません。委託契約書に盛り込む事項及び添付する書面は表-11に示すとおりです。

(参考資料4 産業廃棄物処理委託標準契約書(例) )

\*e-文書法環境省令により、電磁的記録による保存、作成も可能です。

(3) 排出事業者は、処理業の許可を要しない以下の業者に処理委託する場合であっても、法に定める委託基準を遵守しなければなりません。

- ① 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の再生専門業者に委託する場合
- ② 都道府県知事等が再生利用指定を行った業者に当該廃棄物の再生を委託する場合
- ③ 広域的に処理することが適当であるとして環境大臣の認定を受けた製造事業者等に当該廃棄物の再生を委託する場合
- ④ 一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合しているとして、環境大臣の認定を受けた者に当該廃棄物の再生を委託する場合

(4) 委託を受けた処理業者は、産業廃棄物の処理を他人に再委託する場合には、排出事業者が書面により承諾しなければなりません。このとき、再委託しようとする処理業者は、排出事業者に対して再委託者の氏名又は名称及び当該再委託が委託基準に適合する旨を明らかにし、排出事業者の書面による承諾を受けなければなりません。ただし、再委託は原則として禁止されています。

なお、再委託の承諾に関する書面\*は、次に示す事項が記載されているものに限られています。

- ① 委託した産業廃棄物の種類及び数量
- ② 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ③ 承諾の年月日
- ④ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

排出事業者は、この書面の写しを承諾した日から5年間保管することが義務付けられています。

\*e-文書法環境省令により、電磁的記録による保存、作成も可能です。

<表-11 委託契約書に盛り込む事項及び添付する書面一覧>

(委託契約書には共通事項のほかそれぞれの個別事項を盛り込んでください。)

◇委託契約書に含める共通事項（収集運搬及び処分契約書共通）	
(イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量	
(ロ) 委託契約の有効期間	
(ハ) 委託者が受託者に支払う料金	
(ニ) 受託者が産業廃棄物の「処理業」の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲	
(ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報	
①性状及び荷姿	
②通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の性状の変化	
③他の廃棄物との混合等により生ずる支障	
④次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該マークの表示に関する事項 (廃パソコンコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機)	
⑤委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	
⑥その他取扱いに際して注意するべき事項	
(ハ) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る(ホ)の情報に変更があった場合の情報の伝達方法	
(ト) 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項	
(チ) 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	
◇運搬契約書の個別事項 (共通事項に加えて)	
(A) 運搬の最終目的地の所在地	
(B) 積替え又は保管を伴う委託に際しては、その積替え又は保管の場所の所在地、保管ができる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限	
(C) 安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項	
◇処分契約書の個別事項 (共通事項に加えて)	
	(a) 処分又は再生（以下「処分等」）の場所の所在地及び処分等の方法並びに処分等に係る施設の処理能力
	(b) 最終処分以外の処分（中間処理）を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地及び処分等の方法並びに施設の処理能力
	(c) 許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
◇契約書に添付する書面	
許可証の写し、認定証の写しなど受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができる事が事業の範囲に含まれていることを証する書面	
◇保存期間	
委託契約書及び添付した書面は、契約終了の日から5年間、保存すること。	



(参考) 含有マーク  
(JIS C0950)

(5) 委託契約書に含める「委託した廃棄物の適正な処理のために必要な事項」について

排出事業者は、委託契約書の「(ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報」において、委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令順守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を提供する必要があります。

下表は委託契約書に含めるべき適正処理に必要な情報の提供の例です。

【記載例】適正処理に必要な情報の提供

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず		
産業廃棄物の性状 及び荷姿	固体 バラ	固体 ポリ容器		
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された廃棄物に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙

その他にも、適正処理に必要な情報の提供の手段の一つに廃棄物データシート（WDS）（90 ページ）の活用が挙げられます。

廃棄物データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載する必要があります。

廃棄物データシートは、当冊子資料に掲載しています。なお、詳しくは、環境省ホームページの「廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDS ガイドライン－」をご参照ください。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDS ガイドライン－

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/main.pdf>

## 8.2 マニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用

- (1) 排出事業者は処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェスト又は電子マニフェストを使用することが義務付けられています。
- (2) 交付について
- ① 産業廃棄物の引き渡しと同時に交付すること。（電子マニフェストの場合、引き渡した日から3日以内に登録すること。）
  - ② 引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
  - ③ 引き渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること。
  - ④ 引き渡す産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
  - ⑤ 交付した管理票の写し（控え）は、交付した日から5年間保存すること。
- (3) マニフェストには以下の事項を記載しなければなりません。
- ① 産業廃棄物の種類及び数量
  - ② 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称
  - ③ マニフェストの交付年月日及び交付番号
  - ④ 排出事業者の氏名又は名称及び住所
  - ⑤ 産業廃棄物を排出した事業場（現場事務所等）の名称及び所在地
  - ⑥ マニフェストの交付を担当した者の氏名
  - ⑦ 運搬又は処分を受託した者の住所
  - ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
  - ⑨ 産業廃棄物の荷姿
  - ⑩ 最終処分を行う場所の所在地
  - ⑪ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- (4) 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を終了した日から10日以内に、氏名又は名称、運搬又は処分を担当した者の氏名、運搬又は処分を終了した年月日等を記載したマニフェストの写しを排出事業者に送付することになっています。  
なお、処分を受託した者が中間処理業者の場合、その処分に伴って生じる中間処理産業廃棄物（産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。）を最終処分業者に委託処理するときは、排出事業者の立場で最終処分業者にマニフェストを交付します。その際、中間処理業者が最終処分業者から最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときには、10日以内に最終処分が終了した旨を記載した排出事業者のマニフェストの写しを排出事業者に送付することになっています。
- (5) 排出事業者は、マニフェストの写しと、(4)の送付されたマニフェストの写しを照合・確認して、指示通りに処分が行われたかチェックし、送付されたマニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。
- (6) 次の場合は、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。  
また、次に該当したときから30日以内に措置内容等報告書（様式第四号、電子マニフェストの場合は様式第五号）（届出・報告様式の項 参照）を横浜市長に提出しなければなりません。  
・産業廃棄物の運搬、処分等を委託した後、90日（特別管理産業廃棄物については60日、

中間処理業者に委託した場合で、最終処分が終了した旨が記載されたものについて 180 日)を過ぎても委託先からマニフェストの写しが送付されないとき

- ・必要事項が記載されていないマニフェストの写し又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき
- ・産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるとして、産業廃棄物処理業者等からその旨の通知を受けた場合において、委託した産業廃棄物の処理が終了した旨の通知を受けていないとき
- ・産業廃棄物処理業者等から産業廃棄物処理業を廃止又は許可を取り消された旨の通知を受けた場合において、委託した産業廃棄物の処理が終了した旨の通知を受けていないとき

(7) マニフェストは省令で様式が定められています。(届出・報告様式の項 参照)

積替え保管しない収集運搬業者及び中間処理を行う処分業者に処理を委託する場合は、7枚複写式を用いると便利です。

図-9に、7枚複写式マニフェストの運用例を示します。

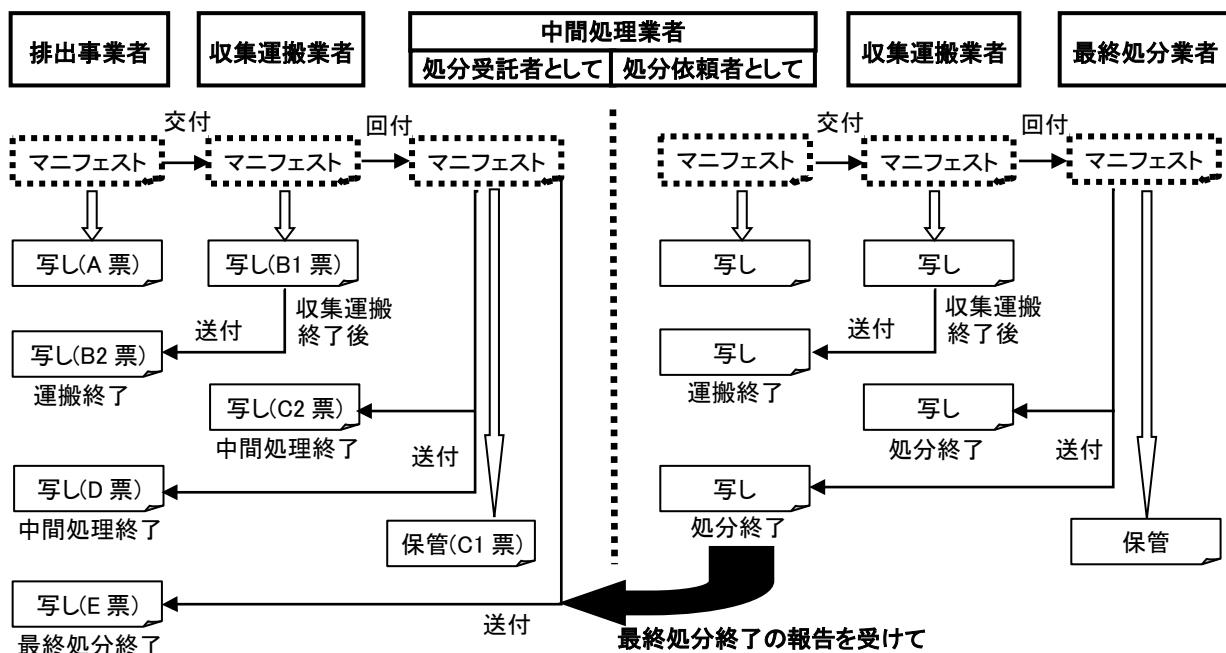


図-9 マニフェストの具体的な流れ

① 排出事業者から産業廃棄物が排出され、収集運搬業者に引き渡されます。

この際、排出事業者の交付担当者は7枚複写式のマニフェストに必要事項を記入し、署名した後、廃棄物の引き渡しと同時に7枚とも収集運搬業者に手渡します。

② 収集運搬業者は、マニフェストに署名し、7枚のうちA票を排出事業者に排出事業者用控えとして返します。

③ 排出事業者は、A票を保管します。

④ 収集運搬業者は、氏名又は名称、運搬を担当した者の氏名・運搬を終了した年月日等を記載し、B1票からE票までの6枚を廃棄物とともに中間処理業者に手渡します。

⑤ 中間処理業者は6枚に受領済印を押印し、B1票、B2票を収集運搬業者に返します。

⑥ 収集運搬業者はB1票を保管します。

⑦ 収集運搬業者はB2票を10日以内に排出事業者に返します。排出事業者はB2票を受け取った日をA票及びB2票の照合欄に記入します。

⑧ 中間処理業者は中間処理終了後、氏名又は名称、処分を担当した者の氏名、処分を終了

した年月日を記載し、C 1 票を保管、C 2 票を収集運搬業者に、D 票を排出事業者に、各々10 日以内に返送します。排出事業者はD 票を受け取った日をA 票及びD 票の照合欄に記入します。

- ⑨ 中間処理業者が中間処理産業廃棄物を最終処分業者に処理委託するときは、排出事業者の立場で最終処分業者に別途、マニフェストを交付します。このとき、中間処理産業廃棄物欄には、当該委託に係る全ての排出事業者の氏名又は名称及びマニフェスト交付番号を記載します。
- ⑩ 中間処理業者は最終処分業者から最終処分終了のマニフェストの写し（⑨に係るD 票）の送付を受けたときは、E 票に最終処分が終了した旨、最終処分を行った場所の所在地、最終処分が終了した年月日を記載し、10 日以内に排出事業者に返送します。排出事業者はE 票を受け取った日をA 票及びE 票の照合欄に記入します。

神奈川県内のマニフェストの入手先

- 建設系廃棄物マニフェスト  
一般社団法人神奈川県建設業協会  
〒231-0011 横浜市中区太田町2-22  
TEL 045(201)8451
- 産業廃棄物マニフェスト  
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会  
〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2F  
TEL 045(681)2989

## (8) 電子マニフェスト

排出事業者は、電子情報を利用したマニフェスト制度を選択することも可能です。電子マニフェストでは、マニフェストの照合や確認がパソコン、スマートフォン、タブレットの端末上で可能となり事務量が軽減されます。また、排出事業者には、マニフェストの保存や横浜市長（都道府県知事）への交付等状況報告は情報処理センターが代行するため、必要がなくなります。

※法改正により、令和2年4月から、前々年度の特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物を除く）の発生量が 50 トン以上となる事業者は、電子マニフェストの使用が義務づけられました（法第12条の5第1項）。

### 電子マニフェストの問合せ先

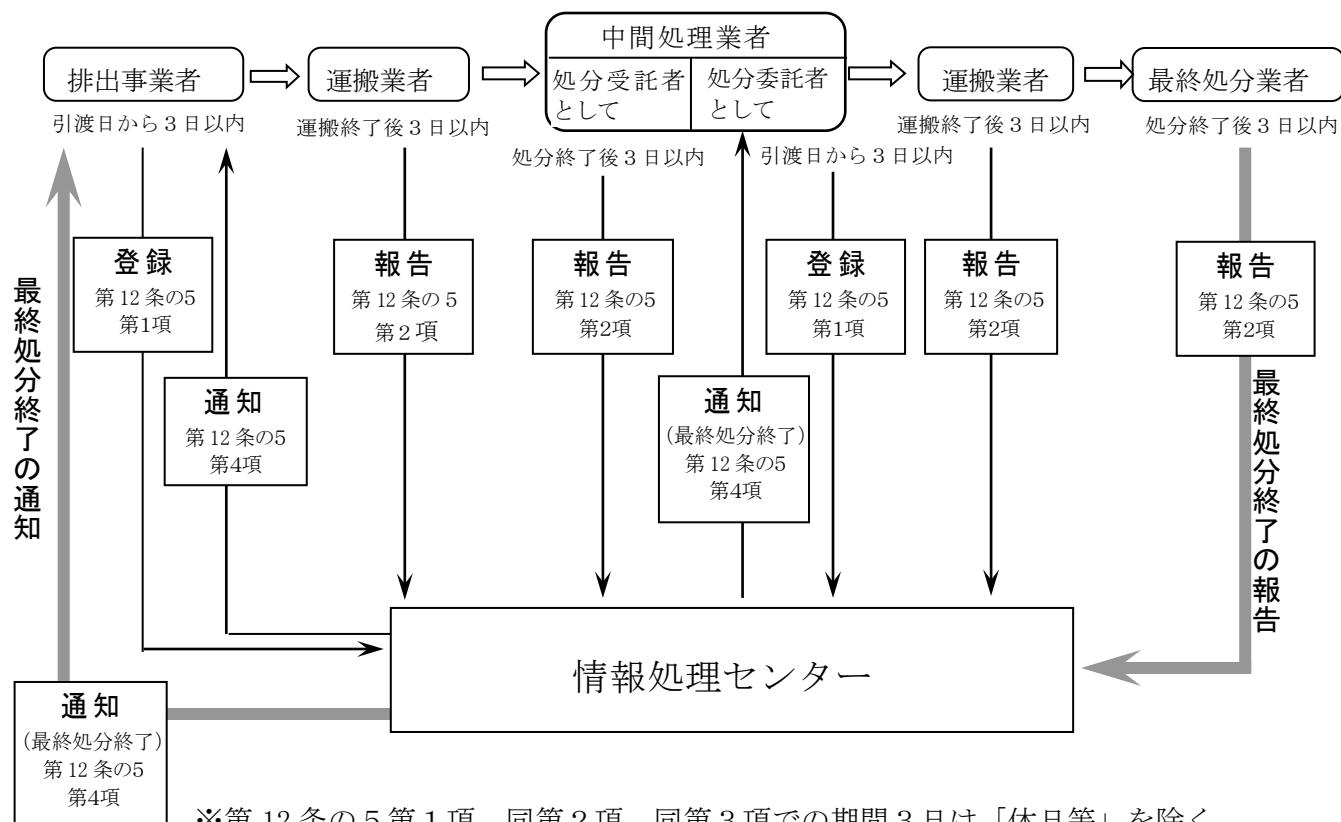
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（J Wセンター）

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

電話：0800-800-9023（電子マニフェストサポートセンター）

ホームページ：<https://www.jwnet.or.jp/index.html>

### ◇ 参考（電子マニフェストのフロー）



※第12条の5第1項、同第2項、同第3項での期間3日は「休日等」を除く。

## 8.3 マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付者の報告書

排出事業者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、前年度の1年間において交付したマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付等の状況に関し、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）（届出・報告様式の項 参照）により横浜市長（都道府県知事）に提出してください。

## 9 改善命令

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正な処理の実施を確保するため、保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、横浜市長（都道府県知事）は期限を定めて、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。これは、基準に適合しない処理が行われた場合に、再び違法な処理が行われないようにするために、基準に適合するように処理の方法の変更その他の措置を講ずるように命ずるものです。

法第 21 条の 3 第 2 項に定める下請負人が行う保管（17 ページ 2.3(4)）及び同条第 3 項に定める下請負人が自ら行う運搬（17 ページ 2.3(5)）についても改善命令の規定が適用されます。

## 10 措置命令

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理基準又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）保管基準に適合しない産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、横浜市長（都道府県知事）は必要な限度において、次に掲げる者に対し、その支障の除去等の措置を講じよう命ずることができます。

- (1) 保管又は処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処理を行った者
- (2) 委託基準に違反する委託によって、処分が行われたときは、その委託をした者
- (3) 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの一連の処理の行程におけるマニフェストに係る義務違反をした者
  - ① マニフェストの不交付
  - ② マニフェストの虚偽記載
  - ③ マニフェストの確認義務違反
  - ④ マニフェストの保存義務違反 など
- (4) （1）から（3）までに掲げる者が法第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人であるときの元請業者
- (5) 不適正な保管や処理を行った者に対して不適正保管や処理することを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該不適正保管や処理をすることを助けた者があるときは、その者

また、措置命令は、委託基準やマニフェストに係る義務を遵守するなど法に違反する行為がない場合でも、不適正処分を行った者等に資力がないときであって、かつ、適正な処理料金を負担していないとき、不適正処理が行われることを知り、又は知ることができたときなど注意義務に照らして排出事業者に支障の除去等の措置をとらせることが適当であると認められるときは、排出事業者を措置命令の対象とするとすることができます。

## 11 報告徴収

横浜市長（都道府県知事）は、法の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者、その他の関係者等に対し、廃棄物若しくは廃棄物であるとの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めるすることができます。

「その他の関係者」とは、例えば、所有し、管理し、又は占有する土地において不適正処理を承諾又は默認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理をあっせん若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当します。

## 12 立入検査

横浜市長（都道府県知事）は、その職員に、事業者等の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、産業廃棄物処理施設等のある土地や建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であるとの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができます。

## 13 廃棄物の焼却禁止

廃棄物の焼却は一部の例外を除いて禁止されています。

焼却禁止の例外としては、

### (1) 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

環境省令で定める構造を有する焼却設備<sup>\*1</sup>を用いて、環境大臣が定める方法<sup>\*2</sup>による焼却。

### (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

森林病害虫等防除法に基づく病害虫の付着した木の枝の焼却、家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却 など

### (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの

政令で定める廃棄物の焼却としては

#### ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

河川管理者が行う伐採した草木の焼却 など

#### ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

凍霜害防止のための稻わらの焼却 など

#### ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

どんど焼きなど地域の行事における廃材等の焼却 など

#### ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

農業者が行う稻わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却 など

#### ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材等の焼却

などが定められています。

この規定でいう廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物すべてを指し、対象者として排出事業者、処理業者、個人の区別なく適用されますので十分注意が必要です。

罰則としては、この規定に違反して廃棄物を焼却した者に対して、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。（法人等にあっては、3億円以下の罰金）

\* 1 環境省令で定める構造を有する焼却設備（廃棄物処理法施行規則第1条の7）

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800°C以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

\* 2 環境大臣が定める焼却方法（平成23年4月1日 環告29）

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 二 煙突の先端から火炎又はJIS D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- 三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

## 14 廃棄物の投棄禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはなりません。

罰則としては、この規定に違反して廃棄物を捨てた者に対して、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。（法人等にあっては、3億円以下の罰金）

## 15 廃棄物の焼却禁止及び投棄禁止の未遂罰

「13 廃棄物の焼却禁止」「14 廃棄物の投棄禁止」については未遂も罰せられます。

## 16 申請・届出・報告

元請業者等は横浜市内で行う工事について、原則として工事現場ごとに次の申請・届出・報告をしてください。

	申請・届出・報告	要件
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出する場合	①産業廃棄物排出事業所届出書 (市規則)	工事に着手する日の7日前まで（廃石綿等の特別管理産業廃棄物及び石綿含有廃棄物の施工範囲における使用面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上に限る）
	②産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書 (市規則)	上記届出書の記載事項に変更が生じたときは、その日から14日以内に提出 <u>建設工事等では廃止の届出は必要ありません。</u>
	③産業廃棄物排出状況報告書 (市規則)	排出した産業廃棄物の全ての処分が終了したことを確認した日から30日以内（①を提出した届出ごと）
	④産業廃棄物管理票交付等状況報告書	毎年6月30日まで（前年度分）
	⑤措置内容等報告書	<p><b>紙マニフェスト</b></p> <p>a 管理票の写しの不送付 交付後90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は、60日以内）にその写しの送付を受けないとき、処分受託者が中間処理業者の場合、交付後180日以内にその中間処理物の最終処分が終了した旨が記載された管理票の送付を受けないとき →当該期間が経過した日から30日以内</p> <p>b 記載事項未記載 →当該管理票の写しの送付を受けた日から30日以内</p> <p>c 虚偽記載の管理票の写し送付 →虚偽記載のあることを知った日から30日以内</p> <p>d 産業廃棄物処理業者等から適正に処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるとして書面による通知を受けた場合で、管理票の写しの送付を受けていないとき →当該通知を受けた日から30日以内</p> <p>e 産業廃棄物処理業者等から産業廃棄物処理業を廃止又は許可を取り消された旨の通知を受けた場合で、管理票の写しの送付を受けていないとき →当該通知を受けた日から30日以内</p> <p><b>電子マニフェスト</b></p> <p>a 処理が終了した旨の不報告 登録後90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は、60日以内）にその処理が終了した旨の報告を受けないとき、処分受託者が中間処理業者の場合、登録後180日以内にその中間処理物の最終処分が終了した旨の報告を受けないとき →当該期間が経過した日から30日以内</p>

	<p><i>b</i> 虚偽内容の報告 →虚偽内容を知った日から 30 日以内</p> <p><i>c</i> 産業廃棄物処理業者等から適正に処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるとして書面による通知を受けた場合で、処理が終了した旨の報告を受けていないとき →当該通知を受けた日から 30 日以内</p> <p><i>d</i> 産業廃棄物処理業者等から産業廃棄物処理業を廃止又は許可を取り消された旨の通知を受けた場合で、処理が終了した旨の報告を受けていないとき →当該通知を受けた日から 30 日以内</p>
	⑥ 産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書  多量の産業廃棄物排出事業場（前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 t 以上）、特別管理産業廃棄物排出事業場（前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上）を設置している事業者が 6 月 30 日までに提出
	⑦ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書又は特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書  ⑥の計画書を作成・提出した事業者が計画の実施状況について報告書を作成し、6 月 30 日までに提出
事業場外保管関係	⑧ 産業廃棄物事業場外保管届出書又は特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書  建設工事において産業廃棄物を生ずる事業場の外で、保管を行おうとするとき（保管場所の面積が 300m <sup>2</sup> 以上）はあらかじめ提出 非常災害のために必要な応急措置として行う場合は保管をした日から 14 日以内に提出
	⑨ 産業廃棄物事業場外保管変更届出書又は特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書  ⑧で届け出た事項を変更しようとするときはあらかじめ提出
	⑩ 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書又は特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書  ⑧で届け出た保管をやめたときは、保管をやめた日から 30 日以内に提出
産業廃棄物処理施設関係	⑪ 産業廃棄物処理施設設置許可申請書  施設を設置する前に申請
	⑫ 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書  軽微な変更後、遅滞なく届出
	⑬ 産業廃棄物処理実績報告書（市規則）  前年度分を 6 月 30 日まで提出
	⑭ 産業廃棄物処理施設維持管理等状況報告書（市規則）  焼却施設及び最終処分場 上半期の状況を 10 月 31 日までに、下半期の状況を 4 月 30 日まで提出
	その他  (省略)

## 17 廃棄物処理法に関する疑義について

### 17.1 廃棄物の分類

[問] 10%の銅を含むレンガを有償で売買しています。この場合レンガくずだけを廃棄物と考  
えるべきでしょうか。

[答] 総体としてレンガくずは有価物となります。

[問] 工作物の除去に伴い不要となった木材は産業廃棄物でしょうか。

[答] 工作物を新築、改築及び除去する事業活動のうち建設業の事業活動に伴って生じた木く  
ずは、産業廃棄物になります。建設業以外の排出事業者の工作物を除去する事業活動に伴  
って生じた木くずは、一般廃棄物になります。

[問] 下水管渠、道路側溝等の清掃を行った際発生する泥状物は産業廃棄物でしょうか。

[答] 下水管渠等に堆積した泥状物に対して、下水管渠等管理者たる国、地方公共団体等がこ  
れを除去し、排出した場合は、産業廃棄物（汚泥）になります。ただし、道路側溝等の開  
渠部にしばしば堆積する紙、木は一般廃棄物であり、そのほか、その性状に応じて判断し  
ます。

[問] コンクリートミキサー車のミキサーから生ずる生コンの残りかすは何に該当しますか。

[答] 不要とされた時点で泥状を呈しているものは「汚泥」となります。

[問] コンクリート2次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等は、産業廃棄物の何に該当  
しますか。

[答] 「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当します。

[問] 鉄道の線路に敷いてある砂利を除去した場合、それは産業廃棄物でしょうか。

[答] これを不要として排出する場合には、産業廃棄物の「がれき類」に該当します。

[問] 炉の補修工事に伴って生じた不要なレンガくずは何に該当しますか。

[答] 「がれき類」に該当します。

[問] 地盤改良工事で排出されるアルカリ性を呈する地盤改良剤かすは何に該当しますか。

[答] 「汚泥と廃アルカリの混合物」に該当します。

[問] 工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片を土地造成に利用する目的で、粒度調整  
等の中間処理をし、付加価値を高めましたが、有償売却できず、また占有者自らも土地造  
成に利用できず、結局他人に不要物として処分を委託してしまいました。この場合、この  
ものは産業廃棄物の扱いをうけるでしょうか。

[答] 産業廃棄物の「がれき類」に該当します。

[問] 屋根葺工事の際の瓦の破損片、はつり片及び基礎コンクリートの形状調整の際生ずるコ  
ンクリートはつり片（すでに固まったもの）は何に該当しますか。

[答] 「がれき類」に該当します。

[問] 左官工事の際不要となった泥状で破棄される壁土屑及びモルタル屑は、何に該当しますか。

[答] 「汚泥」に該当します。

[問] 新築工事の際に生じたカンナ屑及び木つ端を焼却した際に生ずる燃え殻、灰は産業廃棄物に該当しますか。

[答] 産業廃棄物を焼却した際に生ずる燃え殻、灰なので産業廃棄物に該当します。

[問] 建設工事に伴い基盤材（コンクリート等）を注入するため削岩し、取り除いた含水率の非常に高い（含水率 95%以上）無注薬汚泥があります。これを処分する場合、汚泥として扱う必要があるでしょうか。

[答] 「汚泥」に該当します。

[問] 事業活動に伴って排出される、石綿を含む非飛散性のスレートは特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当しますか。

[答] 「廃石綿等」には該当しません。「石綿含有産業廃棄物」に該当します。

[問] 石綿含有建材のコア抜き作業をする場合、届出は必要ですか。

[答] 施工範囲の使用面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満であれば、届出は不要です。

## 17.2 処理施設・許可関係

[問] 建築物の清掃業者が清掃後の廃棄物を処理する場合、当該業者は廃棄物処理業の許可が必要でしょうか。

[答] 必要です。その廃棄物の排出者は清掃業者ではなく、建物を使用している者が該当します。

[問] 工事現場において数か月使用する汚泥の脱水施設（処理能力が 1 日当たり 10 m<sup>3</sup>を超えるもの）は、法に基づく設置の許可が必要でしょうか。

[答] 必要です。

## 17.3 委託基準

[問] 次のような場合、排出事業者は法定の委託基準に違反していることになるでしょうか。

① 排出事業者はその産業廃棄物の収集、運搬許可業者Aの許可証を確認したうえ、Aとその産業廃棄物の運搬だけでなく処分まで契約し、Aがその産業廃棄物をBの設置する産業廃棄物処理施設（中間処理又は最終処分場、以下同じ）に搬入し、Bが中間処理又は最終処分に着手した場合（但し、排出事業者とBの間の委託契約はないものとする。）

② 排出事業者が無許可産業廃棄物処理業者とその産業廃棄物の運搬又は処分の委託契約は締結したが、未だ運搬又は処分行為の着手のない場合。

[答] ① 委託基準違反となります。  
② 委託基準違反にはなりません。

- [問] 産業廃棄物の運搬及び処分を同一の業者に委託しようとする場合は、運搬、処分それぞれについて別々の契約書が必要となるか。
- [答] 同一の業者に委託する場合は、一つの契約書で構いません。

## 17.4 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

- [問] マニフェストは誰が交付するのですか。
- [答] マニフェストは元請業者等の排出事業者が、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、産業廃棄物の種類ごとに交付します。
- [問] マニフェストに記載する廃棄物の種類はどう記入するのでしょうか。  
例えば、シュレッダーダストの場合はどうするのでしょうか。
- [答] 基本的には、廃棄物処理法に規定されている産業廃棄物の種類に基づき汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物ふん尿、動物の死体、ばいじん等のいずれかを記入することになります。しかしながら、シュレッダーダストのように廃棄物の発生段階において何種類かの産業廃棄物の不可分の混合物であり、その呼称が「金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類の混合物」とするより、その廃棄物を明らかに表わす場合は、「シュレッダーダスト」のように記入することが可能です。
- [問] 収集運搬業者は運搬終了後何日以内に、又、処分業者は処分終了後何日以内に排出事業者等にそれぞれマニフェスト（B2票、D票）を送らなければならないのですか。
- [答] 各々、10日以内です。
- [問] マニフェスト（B2票、D票）がなかなか戻ってこない場合、排出事業者等は何をすべきなのでしょうか。
- [答] マニフェスト制度は、排出事業者等が産業廃棄物の運搬、処分を他人に委託する際に、当初契約したとおりに産業廃棄物が運搬され、処分されたかどうかを排出事業者等が戻ってきたマニフェストによって確認するシステムです。
- したがって、マニフェスト（B2票）、マニフェスト（D票）、中間処理を委託した場合はマニフェスト（E票）が通常戻ってくる期間に戻らない等の状況になれば、自らが委託した産業廃棄物がどうなっているか関係者に聴取するなどして運搬や処分の状況を把握する必要があります。その上で、環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。なお、収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合はマニフェスト（B2票）を排出事業者等に送付する必要がないので、戻らない場合があります。
- 廃棄物処理法では、90日（特別管理産業廃棄物は60日）、中間処理を委託した場合にはE票が180日以内に戻らない場合は、当該産業廃棄物の処分状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、その内容を廃棄物処理法で定める様式（措置内容等報告書）により、30日以内に横浜市長（都道府県知事）に報告する義務があります。
- [問] マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）は何年間保存しなければならないのでしょうか。

[答] A票は交付してから5年間、B2票、D票、E票については写しの送付を受けた時から5年間です。

[問] マニフェストについて何か罰則はあるのでしょうか。

[答] マニフェストを交付しなかった場合、規定された事項を記載しなかった場合、虚偽の内容を記載した場合、マニフェストの写しの保存義務（5年間）に違反した場合などに一年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

## 17.5 その他

[問] 山砂利の採取場で砂利を洗った汚水を素掘りの穴に導き、土砂を沈澱分離して上澄み水を放流しています。穴に土砂がたまって沈澱池として使えなくなると使用をやめ覆土していますが、この施設は何に該当するでしょうか。

[答] 汚泥の最終処分場として取り扱われます。

[問] 排出事業者Aが発生させていた産業廃棄物X、及び建設業者Bが建設工事に伴って生じさせた産業廃棄物Yがいずれも建設工事の現場からBにより搬出される場合、いずれの産業廃棄物も排出者はBであると考えてよいでしょうか。

[答] Xの排出者はAで、Yの排出者はBとなります。

建設工事に伴って生じる廃棄物には建設工事を行う以前から発生していた産業廃棄物は含まれないことに注意してください。

[問] 排出事業者が事業所内の地盤の低い土地に産業廃棄物を投入しています。

排出事業者は地盤かさ上げと称して埋立処分ではないと主張していますが正しいでしょうか。

[答] 埋立処分と解して法の処理基準が適用されます。

## 18 問合せ先

### 【横浜市】

資源循環局 事業系廃棄物対策課	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階
	<u>管 理 係</u> 電話 045-671-3446 (建設業担当) -4090 (監視指導担当)
	<u>処理業指導係</u> 電話 045-671-2511
	<u>処理施設指導係</u> 電話 045-671-2515
	<u>減量推進係</u> 電話 045-671-3818 (排出事業者指導) -2514 (減量推進担当) -2513 (P C B 担当)  FAX 045-663-0125 (課共通)
ホームページ <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html</a>	

### 【その他の団体】

名 称	所 在 地	電 話
(許可業者団体) 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2F	045-681-2989
(資源回収業者団体) 神奈川県資源回収商業協同組合	〒220-0023 横浜市西区平沼1-40-17 モンテベルデ横浜311号	045-313-6100
(資源回収業者団体) 横浜市資源リサイクル事業協同組合	〒221-0054 横浜市神奈川区山内町13	045-444-2531
一般社団法人神奈川県建設業協会	〒231-0011 横浜市中区太田町2-22	045-201-8451
(南本牧廃棄物最終処分場) 公益財団法人横浜市資源循環公社	〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビルディング4F	045-223-2021

**【神奈川県内行政機関】**

県市名	担当部・課等	〒	所 在 地	電 話
神奈川県	環境農政局 環境部 資源循環推進課	231-8588	横浜市中区日本大通1 (県庁新庁舎)	045-210-1111 (代)
	横須賀三浦地域 県政総合センター環境部	238-0006	横須賀市日の出町2-9-19 (県横須賀合同庁舎)	046-823-0210 (代)
	県央地域 県政総合センター環境部	243-0004	厚木市水引2-3-1 (県厚木合同庁舎)	046-224-1111 (代)
	湘南地域 県政総合センター環境部	254-0073	平塚市西八幡1-3-1 (県平塚合同庁舎)	0463-22-2711 (代)
	県西地域 県政総合センター環境部	250-0042	小田原市荻窪350-1 (県小田原合同庁舎)	0465-32-8000 (代)
川崎市	環境局 生活環境部 廃棄物指導課	210-8577	川崎市川崎区宮本町1 (川崎市役所第3庁舎)	044-200-2596
相模原市	環境経済局 廃棄物指導課	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 (相模原市役所本館)	042-769-8335
横須賀市	環境部 廃棄物対策課	238-8550	横須賀市小川町11 (横須賀市役所分館)	046-822-8523

**【国（環境省）】**

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-3581-3351 (代表) FAX 03-3593-8264	
環境省 関東地方環境事務所 〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 電話 048-600-0516 FAX 048-600-0517	廃棄物の輸出入確認等

## 資料

参考資料 1 横浜市が処分する産業廃棄物（告示）

横浜市告示第 324 号

### 横浜市が処分する産業廃棄物（告示）

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

平成 30 年 4 月 25 日  
横浜市長 林 文子

#### 第 1 横浜市の施設で処分する産業廃棄物

種類	1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 その他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下 ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1 及び 2 の規定によらないものとする。
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の焼却施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

#### 第 2 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	1 燃え殻 2 汚泥 3 鉱さい 4 ぱいじん 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 ゴムくず 7 金属くず 8 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） 9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 10 その他特に市長が適当と認めたもの ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ぱいじん等を除く。
形状等	1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定す

	<p>る毒物、劇物及び特定劇物) が付着し、又は混入されていないもの</p> <p>6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの</p> <p>7 中空の状態でないもの</p> <p>8 燃え殻については、熱しやすく減量 15 パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</p> <p>9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しやすく減量 15 パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</p> <p>10 鉛さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>14 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの</p> <p>15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

別表 判定基準

	項目	基 準 値 (溶出試験、但しダイオキシン類のみ含有量試験)
有害物質	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	水銀又はその化合物	0. 005 mg／1 以下
	カドミウム又はその化合物	0. 09 mg／1 以下
	鉛又はその化合物	0. 3 mg／1 以下
	有機りん化合物	0. 2 mg／1 以下
	六価クロム化合物	0. 5 mg／1 以下
	ひ素又はその化合物	0. 3 mg／1 以下
	シアノ化合物	1 mg／1 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0. 003 mg／1 以下
	トリクロロエチレン	0. 1 mg／1 以下
	テトラクロロエチレン	0. 1 mg／1 以下
	ジクロロメタン	0. 2 mg／1 以下
	四塩化炭素	0. 02 mg／1 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0. 04 mg／1 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg／1 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4 mg／1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg／1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 06 mg／1 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0. 02 mg／1 以下
	チウラム	0. 06 mg／1 以下
	シマジン	0. 03 mg／1 以下
	チオベンカルブ	0. 2 mg／1 以下
	ベンゼン	0. 1 mg／1 以下
	セレン又はその化合物	0. 3 mg／1 以下
	1, 4-ジオキサン	0. 5 mg／1 以下
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下 (含有量試験)
一般性状	※水分	8.5 %以下
	※含油量	5 %以下

## (備考)

- ※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）による。
- ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月厚生省告示第192号）別表第1に定める方法による。

## 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について

平成23年3月30日 環廃産発第110329004号  
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主幹部（局）長あて  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄課長通知

産業廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところであるが、今般、平成13年6月1日付け環廃産発第276号をもって通知した「建設廃棄物処理指針」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等の施行を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」として取りまとめたので通知する。なお、貴職におかれでは、指針を関係者に周知し、指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

おって、平成6年8月31日付け衛産発第82号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」及び平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」は廃止する。

別添 [略]

## 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採材及び末木枝条の取扱いについて

平成11年11月10日 衛産第81号  
各都道府県・政令市産業廃棄物主幹部（局）長あて  
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条（以下「根株」という。）は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用等することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知（以下「課長通知」という。）の記第1の1でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引きされているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材等として利用する場合については、別紙「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

## 根株等の利用について

### 1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

#### (1) 自然還元利用等

工事現場内（当該工事箇所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。）での次の①、②に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

##### ① 自然還元利用について

根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合（必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする。）をいう。

##### ② 建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面浸食防止材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

#### (2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

### 2 根株等を製材用材等として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材などである。

## 多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について（通知）

平成 31 年 2 月 18 日 環循規発 1902181 号  
各都道府県・政令市産業廃棄物行政主幹部（局）長あて  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条第 9 項等の規定に基づき、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出し、及びその実施の状況（以下「実施状況報告」という。）を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）等により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物を除く。）の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（前同）の運搬又は処分を他人に委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務付けられ（平成 32 年（2020 年）4 月 1 日施行）、処理計画及び実施状況報告新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられたことから、多量排出事業者が処理計画の作成及び実施状況報告に当たり参考となるよう平成 23 年 3 月に取りまとめられた「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第 2 版）」の必要な見直しを行い、別添の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第 3 版）」を取りまとめたので、貴職におかれでは、関係者への指導に活用されたい（なお、本通知の発出時点において、改正法は未だ全部施行されていないが、本通知及び別添においては、同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。）。

おって、平成 23 年 3 月 23 日付け環廃産発第 110323008 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

# 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画 及び産業廃棄物処理計画実施状況報告 策定マニュアル（第3版）（抜粋）

(略)

## 3. 多量排出事業者の判断基準

(略)

### 3-2 処理計画等の作成単位

#### (2) 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断する。

なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

(略)

### 3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しない場合については、前年度の発生量に係わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。

(略)

## 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について

平成 22 年 5 月 20 日 事務連絡

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

(略)

(別紙)

## 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について

### 1 趣旨

建設産業は、建設工事現場に元請業者、一次下請業者、二次下請業者等が存在し、排出された個々の廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。

現行法制度においても、原則として元請業者が排出事業者となることを「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成 6 年衛産第 82 号通知）において示していたが、同通知にあるように、元請業者が下請業者に、建設工事の全部を一括して請け負わせる場合又は建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合には、下請業者も排出事業者となることとされていた。

このため、都道府県知事等が行政指導及び行政処分を行う相手方が不明確となり、これらの廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じており、これが、今なお多く発生している建設系廃棄物の不法投棄の一つの要因となっている。

このため、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営により建設系廃棄物の適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、元請業者から請け負って解体工事等の個別の工事の作業を行っている一次下請業者、二次下請業者等（以下「下請負人」という。）ではなく、当該工事の全体を掌握し総括的に指揮監督・管理している元請業者が、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととするものである。

改正後の第 21 条の 3 第 1 項は、その旨を明確にしたものである。同条第 2 項及び第 4 項は、

排出事業者でも廃棄物処理業者でもない下請負人に対しては廃棄物処理法上の規制が課せられないこととなるため、不適正処理を助長しないよう改めて必要な規制を課すこととするものである。同条第3項は、少量の一定の廃棄物の運搬に限っては、元請業者と下請負人との間に下請負人が自ら運搬する旨の契約がある場合には、下請負人が運搬することを可能とするものである。

## 2 各規定の趣旨

### (1) 改正法第21条の3第1項について

本項は、廃棄物処理法上、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出事業者に係る規定の適用については、建設工事の元請業者を「事業者」とするものである。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理業者等に適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなり、許可を取得した下請負人に対する都道府県知事等による適時適切な指導監督や無許可の下請負人による建設系廃棄物の不適正処理に対する厳正な取締りが可能となる。

なお、建設工事とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念である。解体工事については含まれることを入念的に明らかにしている。

### (2) 改正法第21条の3第2項について

本項は、下請負人が産業廃棄物が排出された建設工事現場内で運搬されるまでの間産業廃棄物の保管を行う場合の保管基準及び改善命令の規定の適用を定めるものであり、当該保管行為について元請業者及び下請負人の双方に産業廃棄物保管基準が適用されることとなる。

### (3) 改正法第21条の3第3項について

本項は、今後環境省令で定めることとなる少量の一定の廃棄物の運搬については、処理基準を遵守した上で自ら運搬（運搬に当たって行う保管を除く。）することを例外的に許容することとするものである。

下請負人が本項により排出事業者とみなされるのは、本項の規定に基づいて下請負人が運搬を行う場合のみであり、かつ、本項の規定により適用されることとなる各規定に関する限りである。すなわち、下請負人が自ら廃棄物の運搬を行う旨を含む請負契約が書面で確認できない場合は

下請負人は運搬を行うに当たり許可が必要となり、本規定に基づき運搬を行えることとはならない。また、当該廃棄物が生じた建設工事の下請負人以外の者が運搬を行う場合には、改正法第21条の3第1項に基づき元請業者が排出事業者となる。

なお、当該規定により下請負人が行えることとなるのは運搬のみであり、処分や他人への委託（委託時のマニフェストに関する事務を含む。）については元請業者が行わなければならない。

また、本項の規定に基づいて下請負人が請負契約で定めるところにより運搬を行う場合は、元請業者から委託を受けて行うのではなく自ら運搬を行っているものと整理されることとなる。

#### (4) 改正法第21条の3第4項について

本項は、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、下請負人に委託基準及びマニフェストを交付等する義務を適用し、廃棄物処理法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものである。

改正法第21条の3第1項の規定によって元請業者が排出事業者となることにより、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際には、下請負人が元請業者から受託した廃棄物の処理を再委託する場合を除き、何ら廃棄物処理法に基づく規定の適用がないこととなる。本項は、そのような場合であっても下請負人が不適正な委託を行わないように委託に関する諸規制を下請負人に課すものであり、下請負人が請け負った建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではない。

なお、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合であっても、それが元請業者の指示又は示唆により行われた場合には、元請業者から下請負人に対して当該運搬又は処分の委託があったと考えられ、元請業者に委託基準等が適用されることとなる。

下請負人が元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合には、従前どおり、当該元請業者には委託基準等が、当該下請負人には再委託基準等が適用されるものであり、本規定の適用は除外されることとなる。

#### (5) 改正法第19条の5第1項第4号について

本号は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、元請業者が自ら処理も委託処理もしない不作為の場合であって下請負人により不適正処理が行われた場合には、その責任は排出事業者責任を果たすことを怠った元請業者も連帶して負うこととするものである。

元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行なわず、当該産業廃棄物が不法投棄等不適正処理され

生活環境保全上の支障等が生じた場合には、元請業者が本来行うべき行為を行わなかつたという事実によって、元請業者に過失があるものと考えられる。

これは、下請負人が、元請業者の不作為により処理されない産業廃棄物の処理を、請け負つた建設工事の施工のために自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合についても同じであり、当該元請業者は、当該支障等を除去する責任を、下請負人に連帶して負うこととなる。

なお、元請業者が委託基準に違反した不適正な委託を行った場合には、排出事業者責任を果たしたものとは考えられないため、連帶責任は免除されない。また、元請業者が委託基準に従つた委託をしていた場合でも、不適正処理について要求、依頼、唆し又は帮助した場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、別途、改正法第19条の5又は同第19条の6の規定に基づき、責任を負うこととなる。

以上

## 埋立処分に係る判定基準

昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号

(最終改正: 平成 29 年 6 月 9 日環境省令第 11 号)

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

項目 金属等の種類	基準値 (溶出試験)				
	法定基準*1				横浜市指導 基準 *2
	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出*3	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下*3	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/l 以下	0.09mg/l 以下	0.09mg/l 以下	0.09mg/l 以下	0.09mg/l 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下
有機 燐 化合物				1mg/l 以下	0.2mg/l 以下
六価クロム化合物	1.5mg/l 以下	1.5mg/l 以下	1.5mg/l 以下	1.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下
砒素又はその化合物	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下
シアノ化合物				1mg/l 以下	1mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル				0.003mg/l 以下	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン				0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下
テトラクロロエチレン				0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下
ジクロロメタン				0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下
四塩化炭素				0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下
一・二-ジクロロエタン				0.04mg/l 以下	0.04mg/l 以下
一・一-ジクロロエチレン				1mg/l 以下	1mg/l 以下
シスー・二-ジクロロエチレン				0.4mg/l 以下	0.4mg/l 以下
一・一・一-トリクロロエタン				3mg/l 以下	3mg/l 以下
一・一・二-トリクロロエタン				0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下
一・三-ジクロロプロペン				0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下
一・四-ジオキサン		0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下
チウラム				0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下
シマジン				0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下
チオベンカルブ				0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下
ベンゼン				0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.3mg/l 以下
ダイオキシン類（特管のみ）*3		3ng/g 以下	3ng/g 以下	3ng/g 以下	3ng/g 以下
一般性状	水分				85%以下
	含油量				5%以下

\*1 法定基準に適合しない産業廃棄物を処分するために処理したものについても、基準が適用されます。

\*2 横浜市指導基準は、鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥等についてすべて該当します。

\*3 ダイオキシン類の検定方法については、含有量試験です。また、基準値は毒性当量（TEQ）です。法定基準については、特別管理産業廃棄物である燃え殻、ばいじん、汚泥、およびこれらを処分するために処理したものについても、基準が適用されます。

なお、ダイオキシン類についての基準は平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉、製鋼の用に供する電気炉、又は、平成15年4月1日において現に設置され、又は設置の工事がされていた特定施設（ダイオキシン特措法関係の一部）を有する工場又は事業場において生じた汚泥、ばいじん、燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用されない場合があります（昭48総令5の附則 平15省令2）。

- (1) セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (3) 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は精錬工程において重金属を回収する方法

## 海洋投入処分に係る判定基準

昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号

(最終改正: 平成 29 年 6 月 9 日環境省令第 11 号)

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

昭和 51 年 2 月 26 日総理府令第 5 号

(最終改正: 平成 18 年 12 月 15 日環境省令第 36 号)

油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

項 目 金属等の種類	基準値		
	有機性汚泥 動植物性残さ	無機性汚泥	廃酸・廃アルカリ 家畜ふん尿
	含有量試験	溶出試験	含有量試験
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.025 mg/kg 以下	0.0005 mg/l 以下	0.025 mg/l 以下
カドミウム又はその化合物	0.03 mg/kg 以下	0.003 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
鉛又はその化合物	1 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下	1 mg/l 以下
有機 りん 燐 化 合 物	1 mg/kg 以下	不検出	1 mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/kg 以下	0.05 mg/l 以下	0.5 mg/l 以下
砒素又はその化合物	0.15 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下	0.15 mg/l 以下
シアニ化合物	1 mg/kg 以下	不検出	1 mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/kg 以下	不検出	0.003 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/kg 以下	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
四塩化炭素	0.02 mg/kg 以下	0.002 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
一・二-ジクロロエタン	0.04 mg/kg 以下	0.004 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
一・一-ジクロロエチレン	1 mg/kg 以下	0.1 mg/l 以下	1 mg/l 以下
シスー-二-ジクロロエチレン	0.4 mg/kg 以下	0.04 mg/l 以下	0.4 mg/l 以下
一・一-トリクロロエタン	3 mg/kg 以下	1 mg/l 以下	3 mg/l 以下
一・一-二-トリクロロエタン	0.06 mg/kg 以下	0.006 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下
一・三-ジクロロプロパン	0.02 mg/kg 以下	0.002 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
一・四-ジオキサン	0.5 mg/kg 以下	0.05 mg/l 以下	0.5 mg/l 以下
チウラム	0.06 mg/kg 以下	0.006 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下
シマジン	0.03 mg/kg 以下	0.003 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
チオベニカルブ	0.2 mg/kg 以下	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
ベンゼン	0.1 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
セレン又はその化合物	0.1 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
有機塩素化合物	4 mg/kg 以下	1 mg/l 以下	4 mg/l 以下
銅又はその化合物	10 mg/kg 以下	0.14 mg/l 以下	10 mg/l 以下
亜鉛又はその化合物	20 mg/kg 以下	0.8 mg/l 以下	20 mg/l 以下
弗化物	15 mg/kg 以下	3 mg/l 以下	15 mg/l 以下
ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/kg 以下	0.25 mg/l 以下	2.5 mg/l 以下
クロム又はその化合物	2 mg/kg 以下	0.2 mg/l 以下	2 mg/l 以下
ニッケル又はその化合物	1.2 mg/kg 以下	0.12 mg/l 以下	1.2 mg/l 以下

バナジウム又はその化合物	1.5 mg/kg以下	0.15 mg/l 以下	1.5 mg/l 以下
フエノール類	20 mg/kg以下	0.2 mg/l 以下	20 mg/l 以下
一般性状	pH		(廃酸・廃アルカリ) 5.0以上9.0以下
	油分 (有機性汚泥) 15 mg/l 以下	15 mg/l 以下	(廃酸・廃アルカリ) 15 mg/l 以下
	油膜	処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。	

## 産業廃棄物処理委託標準契約書（例）

### 内 容

標準様式1. 産業廃棄物収集・運搬委託契約書

標準様式2. 産業廃棄物処分委託契約書

標準様式3. 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

添付資料. 廃棄物データシート（WDS）（必要に応じて契約書に添付すること。）

### 標準様式1～3

廃棄物処理法で要求されている記載事項とともに、法の遵守、当事者間の責任範囲、その範囲で問題が起こった際の対処行為、報酬の支払いに関する事項、法で要求している基準以上の事項等についても盛り込んでおります。

委託する処理内容に応じて、収集・運搬の委託は標準様式1、処分の委託は標準様式2、収集・運搬及び処分の委託は標準様式3の3種類があります。

記載箇所はアンダーライン、各表の空欄、契約期間及び甲乙各々の記名押印部分です。

記載の文章を取捨選択もしくは、記入欄を追加・変更したうえで利用してください。

### 添付資料

廃棄物データシート（WDS）は、処理業者に提供しなければならない廃棄物の情報をすべて盛り込めるようにしております。WDSを使用する場合は、必要事項を記入したうえで委託契約書に添付してください。

なお、記入については、環境省のホームページ<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照してください。

### 取扱い上のご注意

- 1 この標準様式は、産業廃棄物の処理委託を行う際に必要である委託契約書のひな形です。これらを参考に契約書を作成してください。
- 2 標準様式1～3の委託契約書中の条文に①、②、③と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いてください。また委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないでください。
- 3 実際の契約の条件によっては、標準様式1第3条第4項、標準様式2第3条第4項及び、標準様式3第3条第4項を委託契約書に載せなくてもよい場合があります。
- 4 標準様式2又は標準様式3は、個々の最終処分の場所（所在地）、方法及び処理能力の情報を特定及び管理するために、最終処分先に番号を記載してください。
- 5 標準様式3は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いてください。
- 6 この標準契約書のマニフェストに係る条文は、複写式伝票によるマニフェストを使用した場合のものです。電子マニフェストを使用する場合には、所要の修正を行う必要があります。

\* この標準様式は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が作成した標準契約書をもとに作成したものです。

## 産業廃棄物収集・運搬委託契約書

排出事業者 : \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と、  
 収集運搬業者 : \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、  
 甲の事業場 : \_\_\_\_\_ から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して  
 次のとおり契約を締結する。

## (法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## (委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

## ⑤収集運搬に関する事業範囲

## 〔産廃〕

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業範囲 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業範囲 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

## 〔特管〕

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業範囲 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業範囲 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類					
数量					
単価					

※ 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業の区分 : \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

事業場の名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

(注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択し、必要に応じて適宜修正すること)

4 ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において手選別は行わないこととする。

(注：②を選択した場合、以下を記載すること)

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：\_\_\_\_\_

積替保管施設の所在地：\_\_\_\_\_

積替保管施設の保管上限：\_\_\_\_\_

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は、別紙「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

表1（注：支障等がない場合は「無」を選択すること）

産業廃棄物の種類				
産業廃棄物の発生工程				
産業廃棄物の性状及び荷姿				
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された廃棄物に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

産業廃棄物の種類				
提示する時期又は回数				

(甲乙の責任範囲)

- 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
  - 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

- 第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

- 第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。

(業務の一時停止)

- 第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ、甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

- 第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。
  - 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
  - 4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

- 第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

- 第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物に関して、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間) (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

第 14 条 ①この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の 1か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。  
②この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

年　　月　　日  
　　　　甲  
　　　　乙

## 産業廃棄物処分委託契約書

排出事業者：\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と、  
 処分業者：\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、  
 甲の事業場：\_\_\_\_\_ から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

## (法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## (委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

## ② 処分に関する事業範囲

## 〔産廃〕

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業区分：\_\_\_\_\_  
 産業廃棄物の種類：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

## 〔特管〕

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業区分：\_\_\_\_\_  
 産業廃棄物の種類：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類					
数量					
単価					

※ 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：\_\_\_\_\_  
 所在地：\_\_\_\_\_  
 処分の方法：\_\_\_\_\_  
 施設の処理能力：\_\_\_\_\_

4 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				

5 第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は次の収集・運搬業者が行う。

氏名：\_\_\_\_\_

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所：\_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_ 許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_

許可の有効期限：\_\_\_\_\_ 許可の有効期限：\_\_\_\_\_

事業の範囲：\_\_\_\_\_ 事業の範囲：\_\_\_\_\_

許可の条件：\_\_\_\_\_ 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_ 許可番号：\_\_\_\_\_

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は別紙「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

表1（注：支障等がない場合は「無」を選択すること）

産業廃棄物の種類				
産業廃棄物の発生工程				
産業廃棄物の性状及び荷姿				
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された廃棄物に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

産業廃棄物の種類				
提示する時期又は回数				

(甲乙の責任範囲)

- 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

- 第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

- 第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

(業務の一時停止)

- 第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ、甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

- 第9条 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

- 第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

- 第11条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物に関して、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行

するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記□の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間) (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

第 14 条 ①この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の 1 か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日  
甲

乙

## 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収入  
証紙

排出事業者：\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と、  
 収集運搬及び処分業者：\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、  
 甲の事業場：\_\_\_\_\_ から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分  
 に関して次のとおり契約を締結する。

## (法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## (委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

## ◎収集運搬に関する事業範囲

## 〔産廃〕

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業範囲：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業範囲：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

## 〔特管〕

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業範囲：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業範囲：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

## ◎処分に関する事業範囲

## 〔産廃〕

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業区分：\_\_\_\_\_  
 産業廃棄物の種類：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
 事業区分：\_\_\_\_\_  
 産業廃棄物の種類：\_\_\_\_\_  
 許可の条件：\_\_\_\_\_  
 許可番号：\_\_\_\_\_

2 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

## ◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類				
数量				
単価				

## ◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類				
数量				
単価				

※ 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：\_\_\_\_\_

所 在 地：\_\_\_\_\_

処 分 の 方 法：\_\_\_\_\_

施設の処理能力：\_\_\_\_\_

4 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				

(注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択し、必要に応じて適宜修正すること)

5 ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することができるものとする。なお、積替保管の場所において手選別は行わないこととする。

(注：②を選択した場合は、以下を記載すること)

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：\_\_\_\_\_

積替保管施設の所在地：\_\_\_\_\_

積替保管施設の保管上限：\_\_\_\_\_

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は別紙「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

表1 (注：支障等がない場合は「無」を選択すること)

産業廃棄物の種類				
産業廃棄物の発生工程				
産業廃棄物の性状及び荷姿				
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された廃棄物に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 別紙

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

産業廃棄物の種類				
提示する時期又は回数				

#### (甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

#### (再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

#### (義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### (委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

#### (業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ、甲における影響が最小限となるよう努力する。

#### (報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

- 2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

#### (内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

#### (機密保持)

第11条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

#### (契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

#### (1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物に関して、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは

乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間) (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

第 14 条 ①この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の 1か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

**廃棄物データシート(WDS)**

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1 排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
<input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他( )	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)	
5 特定有害廃棄物 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 ( ) トリクロロエチレン ( ) 1,3-ジクロロプロパン ( ) 水銀又はその化合物 ( ) テトラクロロエチレン ( ) チウラム ( ) カドミウム又はその化合物 ( ) ジクロロメタン ( ) シマジン ( ) 鉛又はその化合物 ( ) 四塩化炭素 ( ) チオヘンカルブ ( ) 有機焼化合物 ( ) 1,2-ジクロロエタン ( ) ベンゼン ( ) 六価鉻化合物 ( ) 1,1-ジクロロエチレン ( ) セレン ( ) 砒素又はその化合物 ( ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( ) ダイオキシン類 ( ) ジアン化合物 ( ) 1,1,1-トリクロロエタン ( ) 1,4-ジオキサン ( ) PCB ( ) 1,1,2-トリクロロエタン ( )		
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) 生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)		
8 その他含有物質 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 ( ) 塩素 ( ) 臭素 ( ) ヨウ素 ( ) フッ素 ( ) 炭酸 ( ) 硝酸 ( ) 亜鉛 ( ) ニッケル ( ) 銅 ( ) アルミ ( ) アンモニア ( ) ホウ素 ( ) その他 ( )		
9 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性( °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性( °C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他( )		
10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状( )    臭い( )    色( )    比重( )    pH( ) 沸点( )    融点( )    発熱量( )    粘度( )    水分( )		

<裏面>

11	品質安定性	経時変化(有・無)有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	□容器( ) □車両( ) □その他( )
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) ( kg · t · ℥ · m3 · 本 · 缶 · 袋 · 個 ) / 年 · 月 · 週 · 日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載  -避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 -他の廃棄物との混合禁止 -粉じん爆発の可能性 -容器腐食性の可能性／注意点 -廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 -環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 ( 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 )
- ・産業廃棄物の発生工程等  
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。  
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

## 記入例

管理番号 \* \* \* - \* \*

&lt; 表面 &gt;

## 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 ○○年○○月○○日

記入者 馬車道 一郎

1 排出事業者	名称 ○○倉庫A棟アスベスト除去工事 所在地 〒○○○-○○○○ 横浜市○○区○○町△△	所属 ○○建設株○○部○○課 担当者 馬車道 一郎 TEL ***-***-*** FAX ***-***-***
2 廃棄物の名称	耐火被覆材(廃石綿等)	
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.
□ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	
4 廃棄物の種類 □産業廃棄物	□汚泥 □廃油 □廃酸 □廃アルカリ □その他( ) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 □石綿含有産業廃棄物 □水銀使用製品産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等	
□特別管理 産業廃棄物	□引火性廃油 □強アルカリ(有害) □指定下水汚泥 □廃酸(有害) □引火性廃油(有害) □感染性廃棄物 □鉛さい(有害) □廃アルカリ(有害) □強酸 □PCB等 □燃えがら(有害) □ばいじん(有害) □強酸(有害) □廃水銀等 □廃油(有害) □13号廃棄物(有害) □強アルカリ □廃石綿等 □汚泥(有害)	
5 特定有害廃棄物 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ □ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 ( × ) トリクロロエチレン ( × ) 1,3-ジクロロプロパン ( × ) 水銀又はその化合物 ( × ) テトラクロロエチレン ( × ) チウラム ( × ) カドミウム又はその化合物 ( × ) ジクロロメタン ( × ) シマジン ( × ) 鉛又はその化合物 ( × ) 四塩化炭素 ( × ) チオペンカルブ ( × ) 有機燐化合物 ( × ) 1,2-ジクロロエタン ( × ) ベンゼン ( × ) 六価クロム化合物 ( × ) 1,1-ジクロロエチレン ( × ) セレン ( × ) 砒素又はその化合物 ( × ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( × ) ダイオキシン類 ( × ) シアノ化合物 ( × ) 1,1,1-トリクロロエタン ( × ) 1,4-ジオキサン ( × ) PCB ( × ) 1,1,2-トリクロロエタン ( × )	
6 PRTR対象物質	届出事業所 (該当(非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 石綿	
7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) □ヘキサメチレンテトラミン(HMT) □1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) □N,N-ジメチルアニリン(DMAN) □トリメチルアミン(TMA) □テトラメチルエチレンジアミン(TMED) □N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) □ジメチルアミノエタノール(DMAE)  生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) □アセトンジカルボン酸 □1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) □1,3,5-トリヒドロキシベンゼン □アセチルアセトン □2'-アミノアセトフェノン  生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) □臭化物(臭化カリウム等)	
8 その他含有物質 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ □ 分析表添付(組成)	硫黄 ( × ) 塩素 ( × ) 臭素 ( × ) ヨウ素 ( × ) フッ素 ( × ) 炭酸 ( × ) 硝酸 ( × ) 亜鉛 ( × ) ニッケル ( × ) 銅 ( × ) アルミ ( × ) アンモニア( × ) ホウ素 ( × ) その他 ( × )	
9 有害特性 (有・無・不明)	□爆発性 □引火性( °C) □可燃性 □自然発火性( °C) □禁水性 □酸化性 □有機過酸化物 □急性毒性 □感染性 □腐食性 □毒性ガス発生 □慢性毒性 □生態毒性 □重合反応性 □その他( )	
10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状( × ) 臭い( × ) 色( × ) 比重( × ) pH( × ) 沸点( × ) 融点( × ) 発熱量( × ) 粘度( × ) 水分( × )	

<裏面>

11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	□容器( ) □車両( ) □その他( <b>二重袋詰</b> )
14	排出頻度 数量	頻度( <b>スポット</b> ・ 継続予定 ) ( <b>△△</b> ) kg・t・t・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個／年・月・週・日
15	特別注意事項  ( 有・無 )	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載  -避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 -他の廃棄物との混合禁止 -粉じん爆発の可能性 -容器腐食性の可能性／注意点 -廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 -環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等  -マスク着用のこと。 -他の廃棄物と混合せず、直接最終処分場で処分すること。

【参考】 その他の情報

- ・サンプル等提供 ( 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ **サンプル無** ・ 写真有 )
- ・産業廃棄物の発生工程等  
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。  
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
1	○○年 ○○月○○日	○○課 馬車道 一郎	★★株式会社 ★★ ★★	★★株式会社で収集運搬

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

**MEMO**

## 届出・報告様式

排出事業者となる元請業者は、本市の規則等における以下の届出が必要です。

- (1) 横浜市内で建設工事（特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」などを排出する場合、または石綿含有産業廃棄物の施工範囲における使用面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ 以上の工作物の除去等に伴って生じたものに限る。）を行う場合、工事毎に工事着手 7 日前までに産業廃棄物排出事業所届出書（第 44 号様式）を本市に提出してください。ただし、元請業者及び下請業者双方が排出事業者に該当する場合は、元請業者が提出してください。
- (2) 排出事業者は、(1)において届け出た場合、廃棄物の処理状況について、産業廃棄物排出状況報告書（第 46 号様式）により、全ての処分が終了したことを確認した日から 30 日以内に報告してください。
- (3) 自ら、最終処分場や中間処理施設、保管積替場所を市内に設置しようとする場合は、「産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱集」（別冊）及び「産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き」（別冊）に定められている手続きに従ってください。

## 産業廃棄物排出事業所届出書

年月日

(届出先)

横浜市長

住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話( )

次のとおり産業廃棄物を排出する事業所を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項の規定により届け出ます。

市内事業所 (市内建設現場)	所在地	〒			
	フリガナ				電話( )
	名称				FAX( )
資本金(建設工事の場合は元請負金額)					円
従業員数		当該事業所人(全体約人)			
事業所の業種					
業務内容					
当該事業所に設置する特定施設の種類及び番号					
産業廃棄物担当者		職名		氏名	
産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。)		1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸
		5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず
		9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず
		13 金属くず	14 ガラスコンクリート陶磁器くず	15 鉱さい	16 がれき類
		17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ばいじん	20 処分するため に処理したもの
石綿含有産業廃棄物の有無(有・無)( ( )内に上記1から20までのうちの該当番号を記入してください。)					
特別管理産業廃棄物管理責任者		職名		氏名	資格※
特別管理産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。また、その他 の場合は、具体的に記入してください。)		1 廃油	2 廃酸	3 廃アルカリ	
		4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 廃石綿等	
		7 その他( )			

工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)を排出する場合は、下欄に記入してください。

工期	年月日～年月日		発注者		
現場事務所所在地					
発生量	廃石綿等 t	石綿含有 産業廃棄物 t	廃石綿等以外の 特別管理産業廃棄物 t		
収集運搬業者	所在地 名称				
中間処理業者	所在地 名称			処分方法	
最終処分業者	所在地 名称			処分方法	

※印の欄は、資格について次の該当番号を記入してください。

- 1 医師・歯科医師・看護師等の医療資格 2 学歴と実務経験の組合せ 3 実務経験 4 その他  
(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入力日付		備考
--------	--	------	--	----

## 産業廃棄物排出事業所届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(届出先)  
横浜市長

住所 横浜市〇〇区△△町■番地の△  
 氏名 横浜市〇〇建設 代表取締役 関内花子  
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
 電話 045(〇〇〇)△△△△

印  
不 要

次のとおり産業廃棄物を排出する事業所を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項の規定により届け出ます。

市内事業所 (市内建設現場)	所在地	〒〇〇〇-△△△△ 横浜市□□区△△町〇〇番地の■																																							
	フリガナ	〇〇ソウコアトウアスペストジョキヨコウジ			電話 045(000)1111																																				
	名称	〇〇倉庫A棟アスベスト除去工事			FAX 045(000)1112																																				
当該事業所に係る元請工事会社の社員数					□□□□□ 円																																				
当該事業所					〇〇人 (全体 約 ■■■人)																																				
元請工事会社の全社員数																																									
事業所の業種																																									
総合工事業																																									
業務内容																																									
例:〇〇倉庫解体に伴う吹付けアスベストの除去																																									
当該事業所に設置する特定施設の種類及び番号																																									
一																																									
産業廃棄物担当者																																									
<table border="1"> <tr> <td>職名</td> <td>所長</td> <td>氏名</td> <td colspan="3">馬車道一郎</td> </tr> <tr> <td>1 燃え殻</td> <td>2 汚泥</td> <td>3 廃油</td> <td colspan="3">4 廃酸</td> </tr> <tr> <td>5 廃アルカリ</td> <td>6 廃プラスチック類</td> <td>7 紙くず</td> <td colspan="3">8 木くず</td> </tr> <tr> <td>9 繊維くず</td> <td>10 動植物性残さ</td> <td>11 動物系固形不要物</td> <td colspan="3">12 ゴムくず</td> </tr> <tr> <td>13 金属くず</td> <td>14 ガラスコンクリート陶磁器くず</td> <td>15 鉱さい</td> <td colspan="3">16 がれき類</td> </tr> <tr> <td>17 家畜のふん尿</td> <td>18 家畜の死体</td> <td>19 ばいじん</td> <td colspan="3">20 処分するため に処理したもの</td> </tr> </table>						職名	所長	氏名	馬車道一郎			1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸			5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず			9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず			13 金属くず	14 ガラスコンクリート陶磁器くず	15 鉱さい	16 がれき類			17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ばいじん	20 処分するため に処理したもの		
職名	所長	氏名	馬車道一郎																																						
1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸																																						
5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず																																						
9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず																																						
13 金属くず	14 ガラスコンクリート陶磁器くず	15 鉱さい	16 がれき類																																						
17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ばいじん	20 処分するため に処理したもの																																						
産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。)																																									
石綿含有産業廃棄物の有無 (有・無)( ) ( )内に上記1から20までのうちの該当番号を記入してください。)																																									
特別管理産業廃棄物管理責任者																																									
<table border="1"> <tr> <td>職名</td> <td>工事主任</td> <td>氏名</td> <td>元町太郎</td> <td>資格</td> <td>※4(講習会)</td> </tr> <tr> <td>1 廃油</td> <td>2 廃酸</td> <td>3 廃アルカリ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>4 感染性産業廃棄物</td> <td>5 廃ポリ塩化ビフェニル等</td> <td>6 廃石綿等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>7 その他</td> <td colspan="5">下段の1~4を選択して記入してください</td> </tr> </table>						職名	工事主任	氏名	元町太郎	資格	※4(講習会)	1 廃油	2 廃酸	3 廃アルカリ				4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 廃石綿等				7 その他	下段の1~4を選択して記入してください																
職名	工事主任	氏名	元町太郎	資格	※4(講習会)																																				
1 廃油	2 廃酸	3 廃アルカリ																																							
4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 廃石綿等																																							
7 その他	下段の1~4を選択して記入してください																																								
特別管理産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。また、その他 の場合は、具体的に記入してください。)																																									

工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）を排出する場合は、下欄に記入してください。

工期	〇〇年〇月〇〇日～〇〇年△△月△△日		発注者	〇〇開発株式会社 みなとみらい支店	
現場事務所所在地	横浜市□□区△△町〇〇-△				
発生量	廃石綿等 △△ t	石綿含有産業廃棄物	- t	廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物	- t
収集運搬業者	所在地 名稱	横浜市〇〇区〇〇町〇番地の〇 株式会社□□工業			
中間処理業者	所在地 名稱			処分方法	-
最終処分業者	所在地 名稱	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地の〇 △△環境株式会社		処分方法	管理型埋立

※印の欄は、資格について次の該当番号を記入してください。

- 1 医師・歯科医師・看護師等の医療資格 2 学歴と実務経験の組合せ 3 実務経験 4 その他

(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード	入力日付	備考
--------	------	----

(報告先)

横浜市長

## 産業廃棄物排出状況報告書

年 月 日

住所  
氏名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電話 ( )

年 月 日から 年 月 日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により  
次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理		最終処分又は資源化・再利用		備考
			方法	残さ量 [t]		方法	処理業者名	方法	最終処分等業者名	
[ ]		[ ]			名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	
[ ]		[ ]			名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	
[ ]		[ ]			名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	
[ ]		[ ]			名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	
[ ]		[ ]			名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	[ ]	名称 所在地 許可番号 [ ]	

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

2 太枠内は、記入しないでください。

分類 [ ]

(A4)

(報告先)

横浜市長

## 産業廃棄物排出状況報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 横浜市〇〇区△△町■番地の△

氏名 横浜〇〇建設 代表取締役 関内花子  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 045 (〇〇〇) △△△△

印  
不 要〇〇年〇〇月〇〇日から  
次のとおり報告します。

〇〇年△△月△△日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により

事業者コード	年度	従業員数
記入不要		
事業所の名称		〇〇倉庫A棟アスベスト除去工事
所在地		横浜市口口区△△町〇〇番地の■
業務内容	業種	
アスベスト除去工事		
記入者	電話	
馬車道一郎	045 (〇〇〇) △△△△	

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理		最終処分又は資源化・再利用		備考
			方法	残さ量 [t]		方法	処理業者名	方法	最終処分等業者名	
廃石綿等	天井	〇〇	—	—	名称 株式会社 所在地 横浜市口口区△△町〇〇ー△ 許可番号 5650000000	—	名称 — 所在地 — 許可番号 —	埋立	名称 △△環境株 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地の〇 許可番号 ××××××××××	
がれき類 (石綿含有)	屋根	〇〇	—	—	名称 口口運送株 所在地 横浜市口口区△△町〇〇ー△ 許可番号 5650000000	—	名称 — 所在地 — 許可番号 —	埋立	名称 △△△興業 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地の〇 許可番号 ××××××××××	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

2 太枠内は、記入しないでください。

分類

(A4)

## 第45号様式(第40条第2項)

## 産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

年　月　日

(届出先)

横浜市長

住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ( )

を廃止

次のとおり産業廃棄物排出事業所  
の届出事項を変更

しましたので、横浜市廃棄物等の

減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項の規定により届け出ます。

の 排 出 名 事 称 業 等 所	名 称			
	所 在 地			
	担当者 所属 氏名 電話 FAX	( ) ( )		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
年 廃 止 月 (変 更) 日	年 月 日			
の 廃 止 理 (変 由更)				

(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入力日付		備考	
--------	--	------	--	----	--

## 様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	年月日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒 電話番号	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領欄	運搬終了年月日	年月日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領欄	処分終了年月日	年月日	最終処分終了年月日	年月日
最終処分を行った場所	所在地					
(記載上の注意)						
1. 日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大字の文字及び数字を用いること。 2. 余白には斜線を引くこと。 3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。						

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

横浜市長

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、

年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

## 備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを見らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

/ ページ

事業場の名称									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

## 備考

- 1 この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 2 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
- 3 ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載すること。

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（〇〇年度）

〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市長

※〇数字は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書について」ページの「記載上の注意事項」説明文の番号です。

報告者②

住 所 横浜市△〇区××1-2

氏 名 株式会社 ○×△ホーム 代表取締役 ○×△  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 045(〇〇×)〇〇××

押印  
不要

⑤廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記入してください。

③廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。ただし、短期間の事業場（工事現場等）については、代表工事現場又は本報告を管轄する支店等（本報告の取りまとめ部署）を記入してください。

①報告対象年度（前年度）を記入してください。

④日本標準産業分類における事業区分物（中分類）を記入してください。

廃棄物の処理及

に関する法律第12条の

7項の規定に基づき、

△△ 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

番号	⑤産業廃棄物 種類	事業場の 称③		○△□解体工事現場		業種④ 総合工事業	電話番号③ 045(×××)〇〇××					
		地③	横浜市△△区△△2-3	⑥排出量(t)	⑦管理票の 交付枚数			⑧運搬受託者 の許可番号	⑧運搬受託者の 氏名又は名称	⑧運搬先の住所	⑨処分受託者 の許可番号	⑨処分受託者 の氏名又は名称
1	木くず			253	400	14△××〇〇〇〇〇	〇〇産業(株)	横浜市〇〇区〇〇1-1	56△××〇〇〇〇〇	〇〇産業(株)		
2	がれき類			338	8	同上	同上	同上	同上	同上		
3	がれき類			26	8	14〇×〇××〇〇〇	〇×運送(株)	同上	同上	同上		
4	がれき類（石綿含有 産業廃棄物を含む）			0.2	14	同上	同上	横須賀市芦名3-19	神奈川県営のため 許可番号なし	かながわ環境整備 センター		

## 備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これら
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、  
各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものとするとともに、  
各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものとすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

⑧マニフェストの「運搬先の事業場」欄の所在地を記入してください。  
※運搬受託者の住所ではありません。

(日本産業規格 A列4番)

# 產業廢棄物管理票交付等狀況報告書

別紙の通し番号と総  
ページ数を記入してく  
ださい。

ヘイジ

備考

- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
  - 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
  - ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載すること。

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年　月　日

横浜市長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類  
第12条 第4項

及び図面を添えて届け出ます。

保 管 の 場 所 に 關 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	m <sup>2</sup>
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに 行 う 保 管 の 有 無 (保管を行う場合にあっては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの)	
	保 管 開 始 年 月 日	年　月　日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管する ことができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年　月　日

横浜市長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年	月
	日	

(日本産業規格 A列4番)

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年　月　日

横浜市長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。

保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年　月　日

(日本産業規格 A列4番)

## 措置内容等報告書

年月日

横浜市長

報告者住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 ( ) 2 その他の産業廃棄物 ( )	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあっては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）	
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		
備考	1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ⑤の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

## 様式第五号（第八条の三十八関係）

(表面)

## 措置内容等報告書

年　月　日

横浜市長

報告者 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日		登録番号
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 ( ) 2 その他の産業廃棄物 ( )		
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった 事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) 第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき ( 年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日)		
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止の ために講じた措置の内容			

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。  
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。  
①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者  
②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者  
③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者  
④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

**MEMO**



## 建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き

---

令和6年1月発行

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 23F

電話(045)671-3446 FAX(045)663-0125

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyuu.html>

---